

平成 29 年度  
圏央道青梅インターチェンジ活用調査  
報 告 書

圏央道青梅インターチェンジ活用による産業効果研究会

平成 3 0 年 2 月



## 目 次

第1章 調査の概要 .....	1
1. 調査目的 .....	1
2. 調査主体 .....	1
3. 調査内容 .....	1
第2章 圏央道 I C 周辺地域の動向調査 .....	2
1. 圏央道 I C 周辺地域における立地動向調査 .....	2
2. 圏央道 I C 周辺地域における開発動向調査 .....	32
3. 圏央道 I C 周辺地域における主な企業誘致施策調査 .....	33
第3章 2市1町における未利用地調査 .....	50
1. 調査概要 .....	50
2. 調査結果 .....	51
第4章 2市1町連携事業の検討 .....	52
1. 先進事例視察調査 .....	52
2. 企業誘致施策に関する研究会 .....	58
3. 2市1町における企業立地に係る施策整理 .....	63
4. 新たな事業所進出の可能性や優位性 .....	65
5. 研究会のとりまとめ .....	65



# 第 1 章 調査の概要

## 1. 調査目的

### (1) 圏央道青梅インターチェンジ活用調査の目的

首都圏中央連絡自動車道（以下、圏央道と表記）の整備が進むなか、各インターチェンジ（以下、IC と表記）周辺地域では工業団地の整備や物流・商業施設の立地が活性化しており、青梅 IC 周辺地域においても立地の優位性を活用した土地利用や企業立地が期待される。一方で、IC 周辺地域間で、産業立地促進に向けた競争も激しくなることが予測され、企業誘致に向けた差別化を図っていくことが必要とされている。そこで、「圏央道青梅インターチェンジ活用調査」（平成 28 年度～）は、圏央道開通による立地環境の変化として、青梅 IC が産業に与えるメリットを把握し、今後の産業振興の推進に資することを目的に実施する。

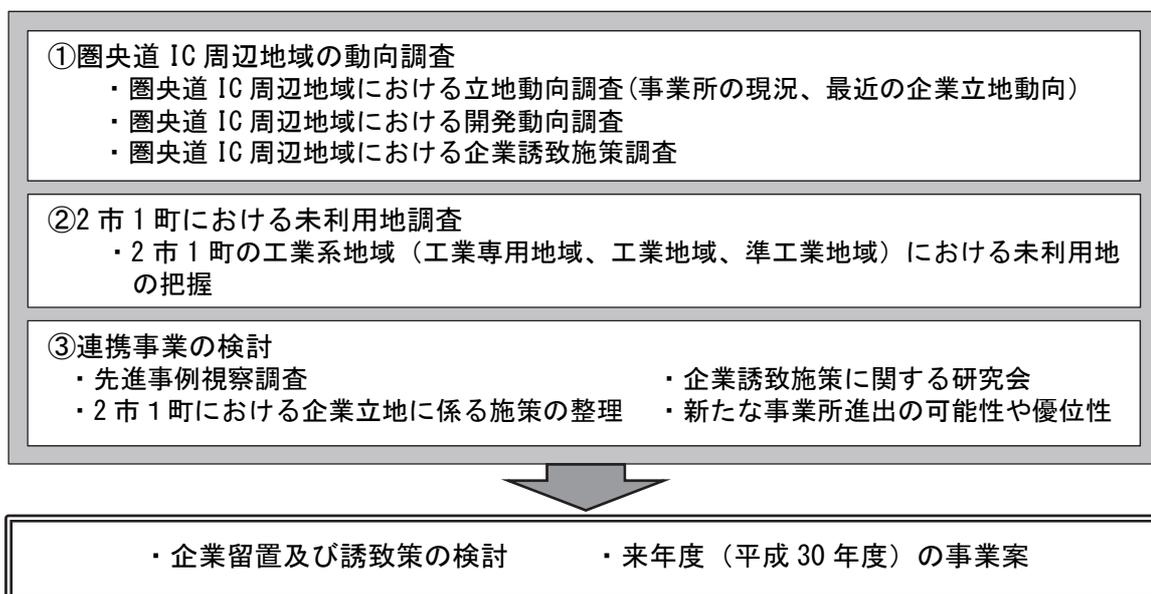
### (2) 平成 29 年度調査の目的

平成 28 年度調査は、調査対象圏域の工業集積の現況及び青梅 IC 周辺地域に立地する優位性や魅力、立地上の課題点を分析した。当調査結果を踏まえて、平成 29 年度は、圏央道青梅 IC が地域産業に与えるメリットを明確にし、その活用のあり方を研究することで、既存事業所の転出の抑止力と新たな企業を誘致するための魅力を創出し産業の活性化を図ることを目的に調査を実施する。

## 2. 調査主体

調査の実施主体は、青梅 IC 近隣に位置する青梅市・羽村市・瑞穂町が、相互連携のもと青梅 IC を活用した産業振興を図っていくため、設立した「圏央道青梅インターチェンジ活用による産業効果研究会」である。以下、青梅市、羽村市、瑞穂町を 2 市 1 町と表記する。

## 3. 調査内容



## 第2章 圏央道 I C 周辺地域の動向調査

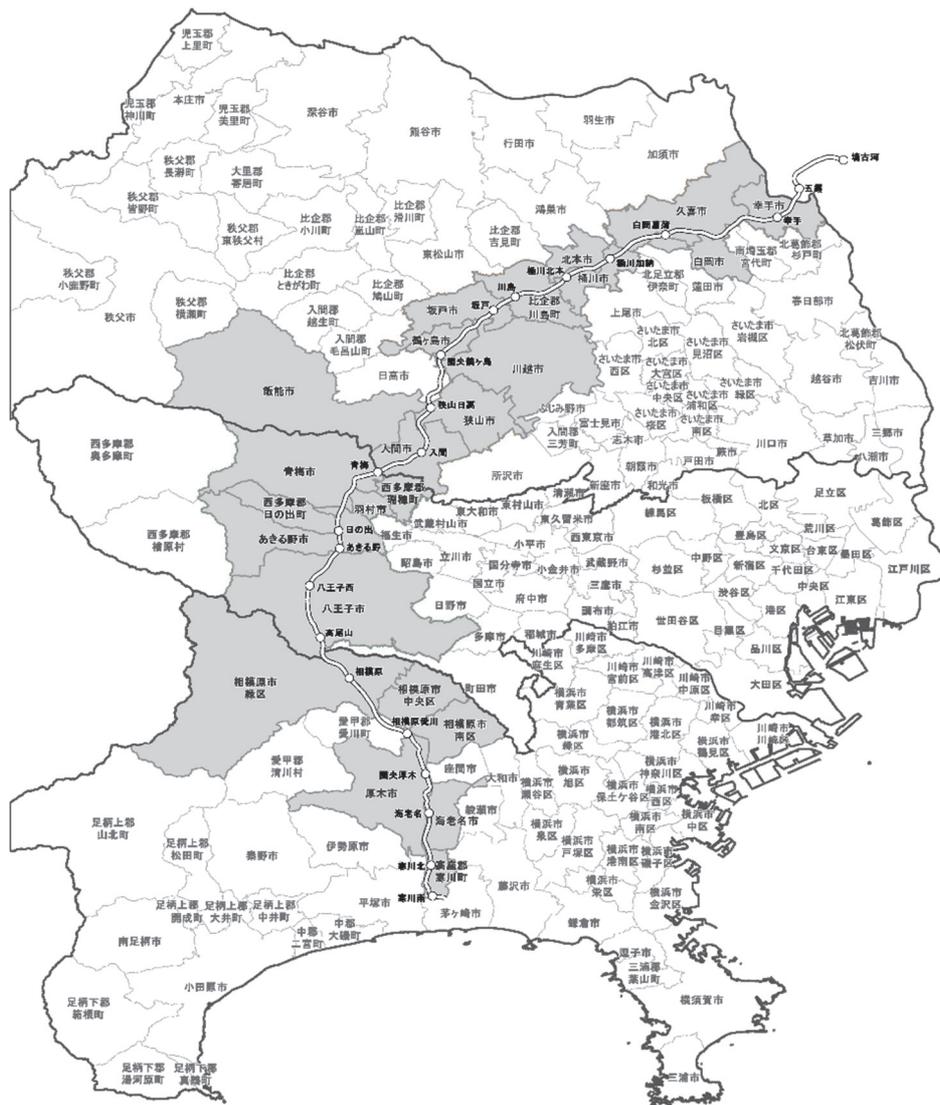
### 1. 圏央道 I C 周辺地域における立地動向調査

圏央道 IC 周辺地域として、東京都及び隣接県の埼玉県、神奈川県における、圏央道沿道に位置する下記の 18 市 4 町を調査対象地域として、企業の立地動向を把握した。

調査対象地域：1 都 2 県 18 市 4 町（以下、圏央道 IC 周辺地域と表記）

埼玉県	幸手市、白岡市、久喜市、桶川市、北本市、比企郡川島町、坂戸市、川越市、鶴ヶ島市、狭山市、飯能市、入間市
東京都	西多摩郡瑞穂町、青梅市、羽村市、西多摩郡日の出町、あきる野市、八王子市
神奈川県	相模原市、厚木市、海老名市、高座郡寒川町

調査対象地域



(1) 人口の規模・推移

①人口

平成 27 年「国勢調査」結果から圏央道 IC 周辺地域における調査対象地域の人口規模をみると、以下のとおりである。

人 口

都・県名	市・町名	(人)	都・県名	市・町名	(人)
埼玉県	幸手市	52,524	東京都	西多摩郡 瑞穂町	33,445
	白岡市	51,535		青梅市	137,381
	久喜市	152,311		羽村市	55,833
	桶川市	73,936		西多摩郡 日の出町	17,446
	北本市	67,409		あきる野市	80,954
	比企郡 川島町	20,788	八王子市	577,513	
	坂戸市	101,679	神奈川県	相模原市	720,780
	川越市	350,745		厚木市	225,714
	鶴ヶ島市	70,255		海老名市	130,190
	狭山市	152,405		高座郡 寒川町	47,936
	飯能市	80,715			
入間市	148,390				

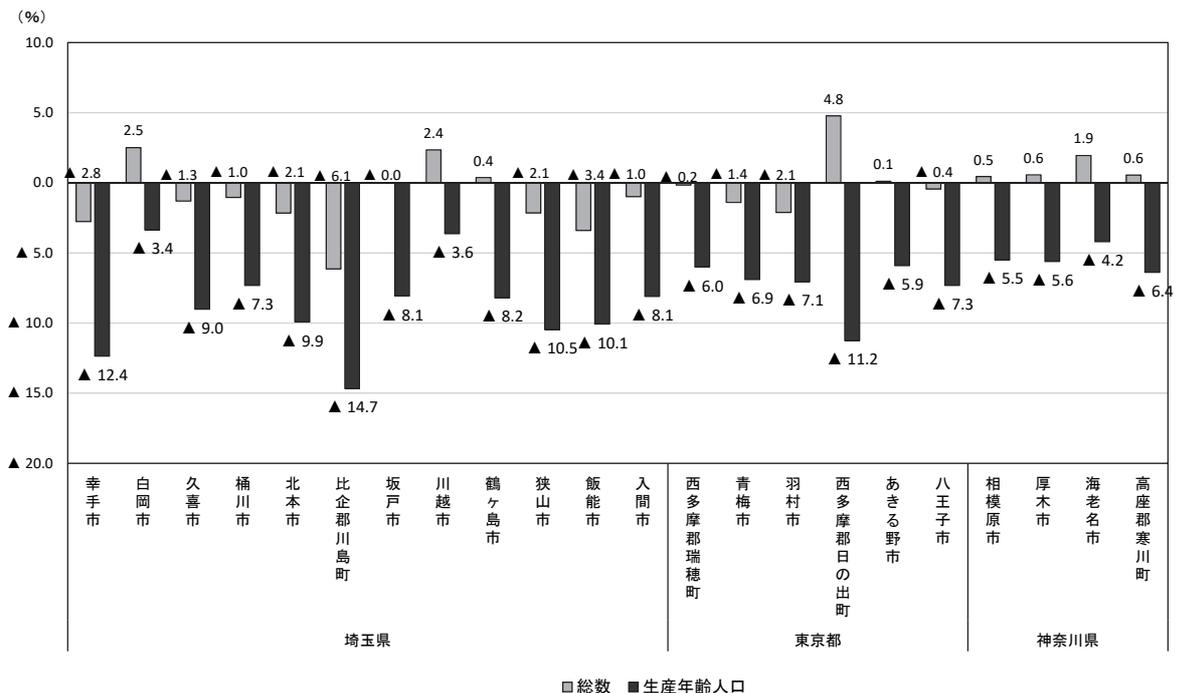
出典:平成 27 年「国勢調査」(総務省)

②人口推移

各市町の平成 22 年から平成 27 年にかけての人口の増減率をみると、増加している市町は、埼玉県では「白岡市」「川越市」「鶴ヶ島市」の 3 市、東京都では「西多摩郡日の出町」と「あきる野市」の 2 市である。一方、神奈川県の 4 市町はすべて増加している。

生産年齢人口（15 歳以上 64 歳未満）の増減率をみると、すべての市町で減少している。特に、「幸手市」「比企郡川島町」「狭山市」「飯能市」「西多摩郡日の出町」では、減少率が 10%を超えている。圏央道周辺地域において、企業立地が進む中、人材の確保がさらに重要になっていくことが推察される。

平成 22 年から平成 27 年までの人口の増減率



出典:平成 21 年・平成 27 年「国勢調査」(総務省)

(2) 事業所の現況

1) 全産業における事業所数・従業者数の推移

①事業所数・従業者数

「経済センサス基礎調査」結果からみた、各市町の全産業の事業所数・従業者数は、以下のとおりである。

事業所数・従業者数

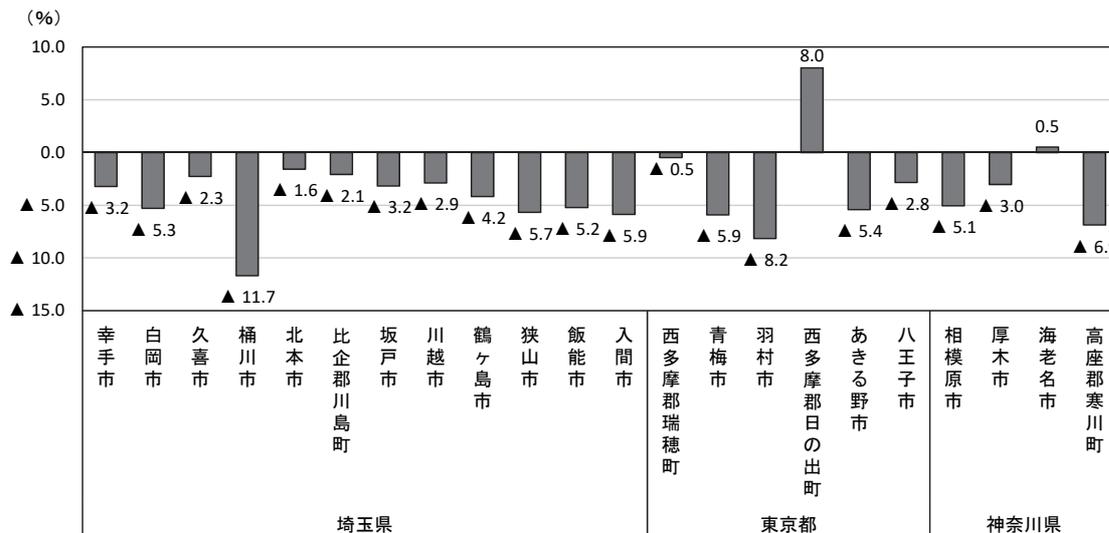
都県名	市町名	事業所数(件)	従業者数(人)	都県名	市町名	事業所数(件)	従業者数(人)
埼玉県	幸手市	2,194	18,379	東京都	西多摩郡 瑞穂町	1,674	22,032
	白岡市	1,448	14,898		青梅市	4,791	55,506
	久喜市	5,329	59,168		羽村市	2,058	27,018
	桶川市	2,330	24,140		西多摩郡 日の出町	754	9,674
	北本市	2,056	21,354		あきる野市	2,529	24,907
	比企郡 川島町	944	11,627	八王子市	19,264	231,984	
	坂戸市	3,130	31,720	神奈川県	相模原市	24,010	265,283
	川越市	11,319	144,420		厚木市	9,994	150,242
	鶴ヶ島市	2,249	23,387		海老名市	4,361	59,848
	狭山市	4,871	74,209		高座郡 寒川町	1,868	22,502
	飯能市	3,177	29,681				
入間市	5,003	51,691					

出典：平成 21 年・平成 26 年「経済センサス基礎調査」(総務省)

②事業所数の推移 (全産業)

各市町の平成 21 年から平成 26 年にかけての全産業における事業所数の増減率をみると、「西多摩郡日の出町」と「海老名市」以外は減少している。減少率が最も高いのは「桶川市」の▲11.7%、続いて「羽村市」の▲8.2%が続いている。

平成 21～26 年の全産業における事業所数における増減率

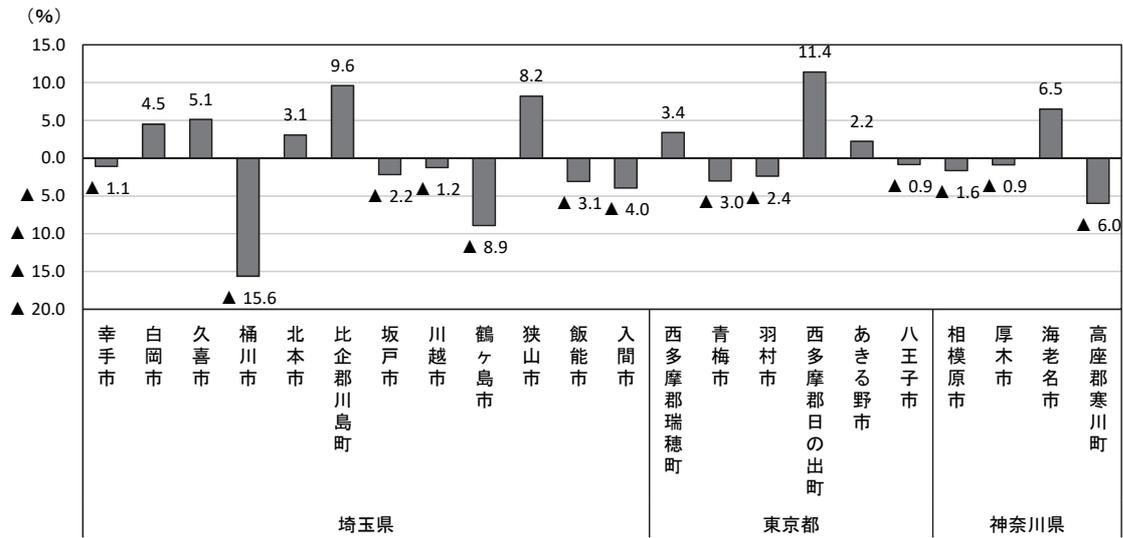


出典：平成 21 年・平成 26 年「経済センサス基礎調査」(総務省)

### ③従業者数の推移（全産業）

各市町の平成 21 年から平成 26 年にかけての全産業における従業者数の増減率をみると、増加が 9 市町で、減少が 13 市町と減少の方が多。市町別でみると、事業所数が増加している「西多摩郡日の出町」は、増加率が 11.4%と最も高く、減少率が最も高いのは事業所数の減少率が最も高い「桶川市」で▲15.6%である。

平成 21～26 年の全産業における従業者数の増減率



出典：平成 21 年・平成 26 年「経済センサス基礎調査」(総務省)

## 2) 製造業における事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

### ①事業所数・従業者数

「経済センサス基礎調査」結果及び「工業統計」からみた、各市町の製造業における事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、以下のとおりである。

次頁からは、圏央道の整備が進んだ平成 21 年以降の変化について統計データをもとに整理した。

#### 製造業における事業所数・従業者数・製造品出荷額等

都県名	市町名	事業所数(件)	従業者数(人)	製造品出荷額等 (百万円)
埼玉県	幸手市	208	3,795	95,548
	白岡市	127	2,553	48,886
	久喜市	471	11,865	399,101
	桶川市	206	3,841	115,359
	北本市	165	3,999	84,250
	比企郡川島町	197	3,963	101,623
	坂戸市	261	6,653	124,486
	川越市	1,054	24,070	974,177
	鶴ヶ島市	132	3,898	67,638
	狭山市	443	25,954	934,344
	飯能市	318	5,358	218,818
	入間市	635	13,116	388,075
東京都	西多摩郡瑞穂町	447	7,610	410,770
	青梅市	592	11,302	208,095
	羽村市	151	8,575	633,336
	西多摩郡日の出町	103	1,768	56,199
	あきる野市	240	3,192	43,036
	八王子市	1,509	25,299	369,812
神奈川県	相模原市	2,097	40,609	1,224,071
	厚木市	737	21,095	582,687
	海老名市	266	9,883	294,543
	高座郡寒川町	242	8,542	330,678

※製造品出荷額等は従業者 4 人以上の事業所

出典：平成 21 年・平成 26 年「経済センサス基礎調査」(総務省)

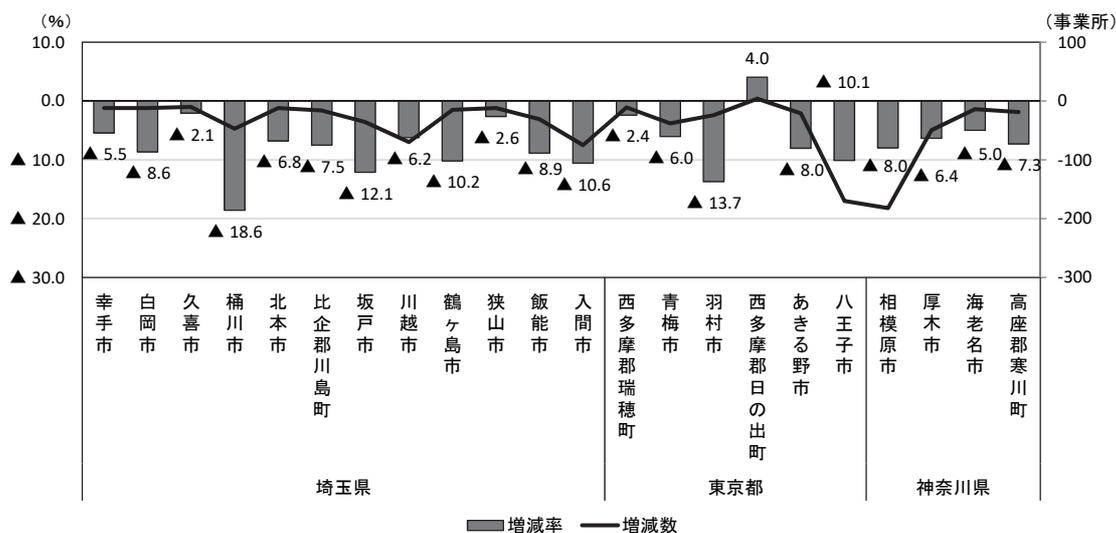
平成 21 年・平成 26 年「工業統計」(経済産業省)

## ②事業所数の推移

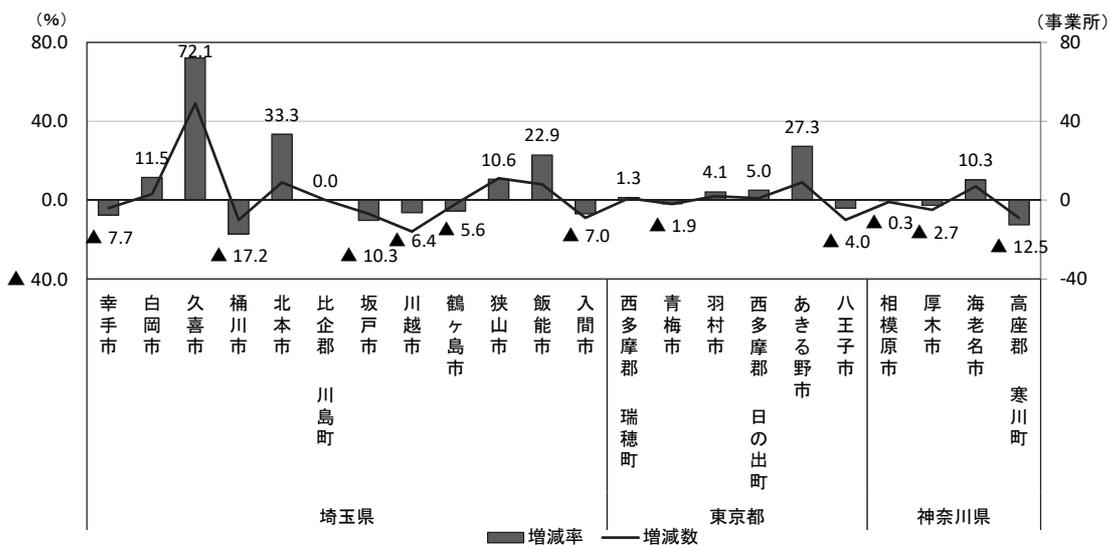
各市町の平成 21 年から平成 26 年にかけての製造業における事業所数の増減率と増減数をみると、事業所数は、全産業の事業所数の推移で最も増加率が高かった、「西多摩郡日の出町」以外は減少している。減少率が最も高いのは「桶川市」で▲18.6%、続いて「羽村市」の▲13.7%が続いている。減少数が最も多かったのは、「相模原市」で 182 件である。

次に、従業者数 20 人以上の製造業における事業所数の変化をみると、増加が 10 市町、増減なしが 1 市、減少が 11 市町と二分している。中でも、「久喜市」は 72.1%の増加率で、増加件数は 49 件である。一方、「桶川市」は、全製造業所数とともに、減少率が最も高く▲17.2%である。

平成 21～26 年の製造業における事業所数の増減率と増減数



平成 21～26 年の従業者数 20 人以上の製造業における事業所数の増減率と増減数



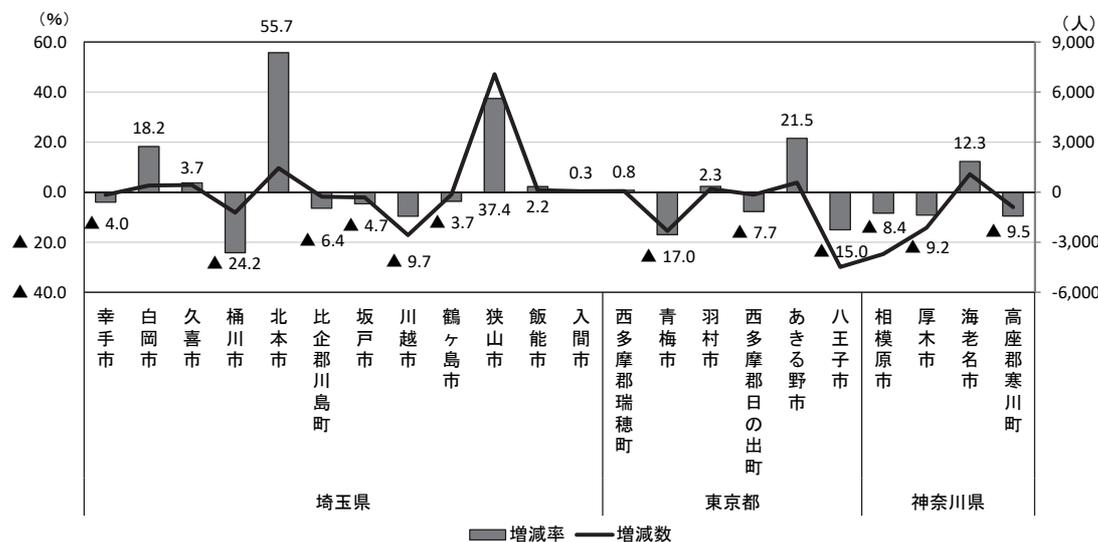
出典：平成 21 年・平成 26 年「経済センサス基礎調査」(総務省)

### ③従業者数の推移

各市町の平成21年から平成26年にかけての製造業における従業者数の増減率と増減数をみると、増加が10市町、減少が12市町と二分している。増加率が最も高いのは「北本市」で55.7%、次いで「狭山市」が37.4%と続いている。一方、減少率が最も高いのは、「桶川市」の▲24.2%、続いて「青梅市」の▲17.0%が続いている。増減数については、「狭山市」が最も増加数が多く、7,069人の増加、一方、「八王子市」は最も減少数が多く4,481人の減少となっている。

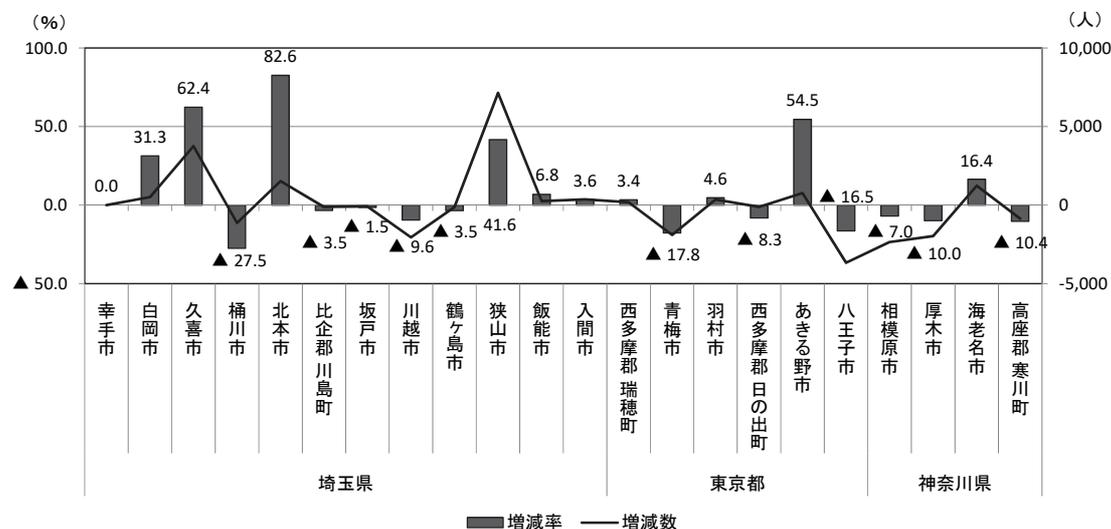
次に、従業者数20人以上の製造業における従業者数の変化をみると、増加が10市町、増減なしが1市、減少が11市町と全従業者規模と同様に二分している。中でも、「北本市」は、増加率が82.6%で最も高く、次いで「久喜市」が62.4%、「あきる野市」が54.5%、「狭山市」が41.6%と続いている。一方、「桶川市」は全製造業事業所と同様に、減少率が▲27.5%と最も高い。

平成21～26年の製造業における従業者数の増減率と増減数



出典：平成21年・平成26年経済センサス基礎調査(総務省)

平成21～26年の従業者数20人以上の製造業における従業者数の増減率と増減数



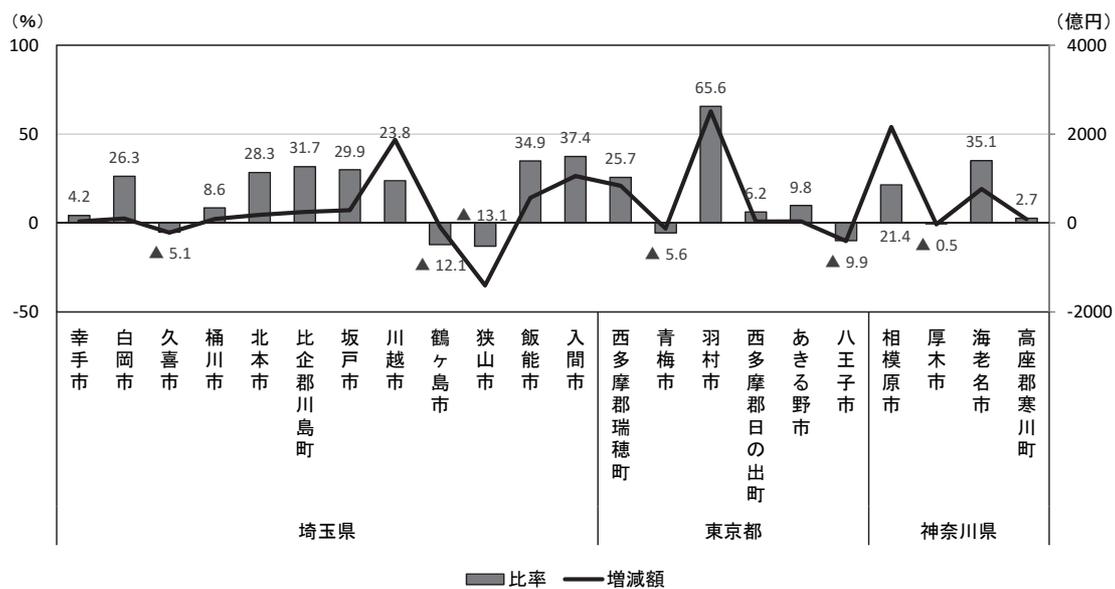
出典：平成21年・平成26年「経済センサス基礎調査」(総務省)

#### ④製造品出荷額等の推移

各市町の平成21年から平成26年にかけての製造業における従業者数の増減率と増減数をみると、増加が16市町、減少が6市と増加の方が多い。増加率が最も高いのは「羽村市」が65.6%、次いで「入間市」が37.4%、「海老名市」が35.1%と続いている。一方、減少率が最も高いのは、「狭山市」で▲13.1%、続いて「鶴ヶ島市」の▲12.1%が続いている。

増減額では、「羽村市」が最も増加額が高く2,509億円の増加、一方、「狭山市」は最も減少額が高く、1,404億円の減少となっている。

平成21～26年の製造品出荷額等の増減率と増減額



出典:平成21年・平成26年「工業統計」(経済産業省)

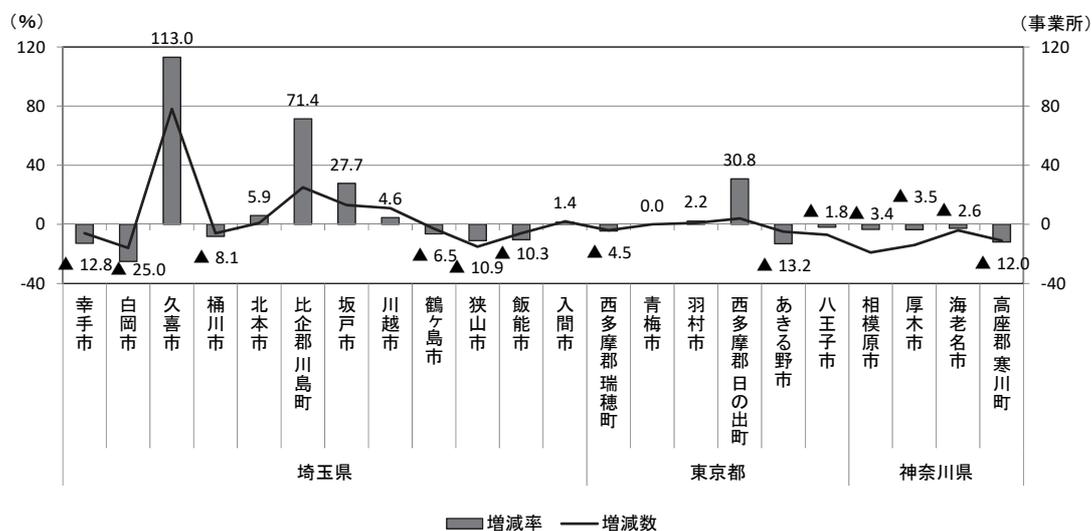
### 3) 物流業

#### ①事業所数の推移

各市町の平成21年から平成26年にかけての物流業<sup>1</sup>における事業所数の増減率と増減数をみると、増加が8市町で、増減なしが1市、減少が13市町である。中でも「久喜市」の増加率が113.0%と最も高く、増加数も78件で最も多い。次いで、「比企郡川島町」が71.4%、25件で続いている。一方、減少率が最も高いのは「白岡市」で▲25.0%である。減少数では、「相模原市」が19件の減少で最も多い。

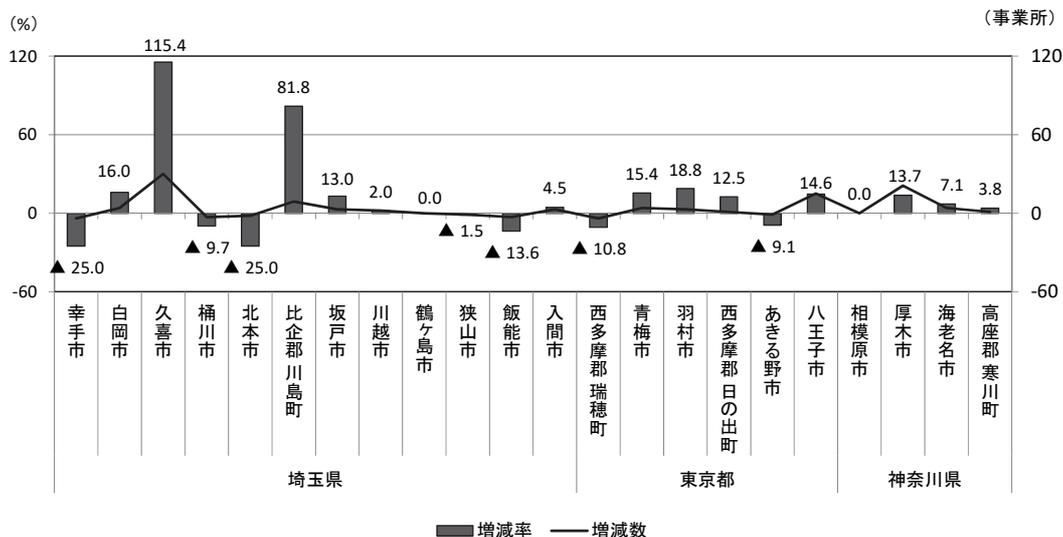
次に、従業者数20人以上の物流業における事業所数の変化をみると、増加が13市町、増減なしが2市、減少が7市町である。上記と同様に、「久喜市」は115.4%の増加率で最も高く、次いで「比企郡川島町」が81.8%で続いている。

平成21～26年の物流業における事業所数の増減率と増減数



出典:平成21年・平成26年経済センサス基礎調査(総務省)

平成21～26年の従業者数20人以上の物流業における事業所数の増減率と増減数



出典:平成21年・平成26年「経済センサス基礎調査」(総務省)

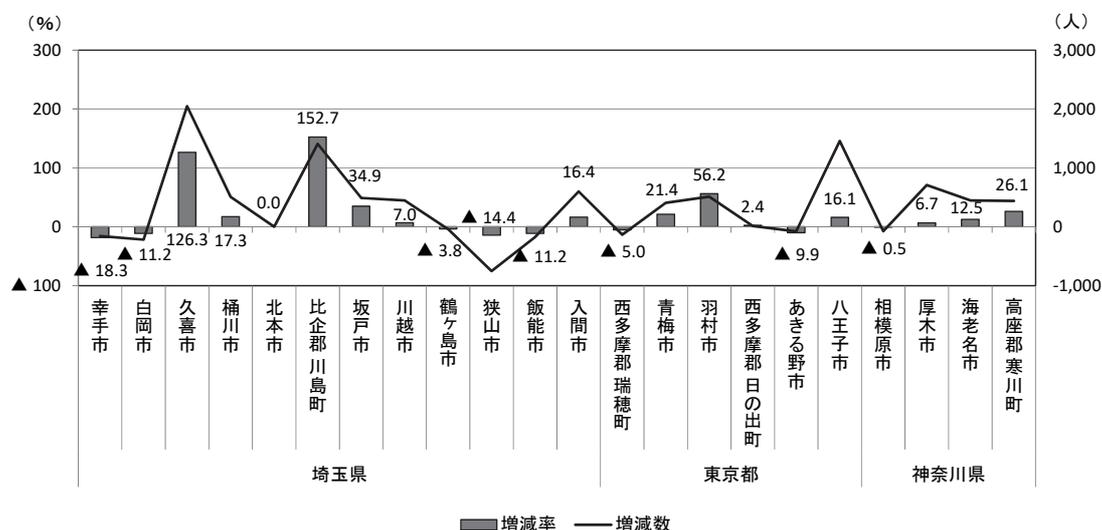
<sup>1</sup> 当報告書では、日本標準産業分類における「道路旅客運送業」「道路貨物運送業」「倉庫業」「運輸に附帯するサービス業」を対象としている。

## ②従業者数の推移

各市町の平成21年から平成26年にかけての物流業における従業者数の増減率と増減数をみると、増加が13市町、減少なしが1市、減少が8市町である。増加率が最も高いのは「比企郡川島町」で、152.7%、次いで事業所数の増加率が最も高い「久喜市」が126.3%と続いている。一方、減少率が最も高いのは、「幸手市」の18.3%である。増減数については、増加数が最も多いのは「久喜市」で、2,047人、次いで「八王子市」が1,455人、「比企郡川島町」が1,409人と続いている。減少数が最も多いのは、「狭山市」で749人の減少である。

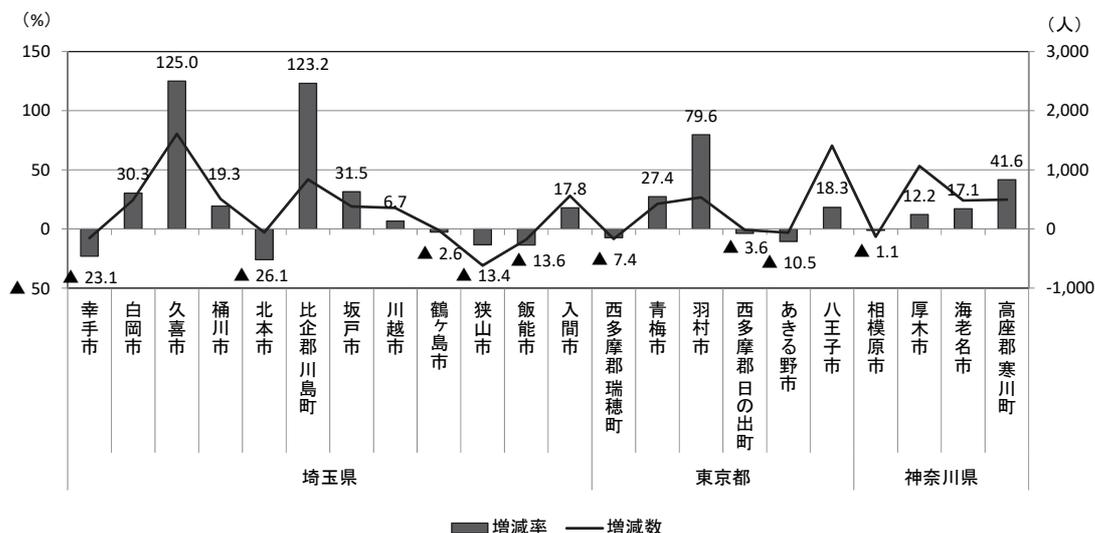
次に、従業者数20人以上の事業所における従業者数の変化をみると、13市町が増加、9市町が減少している。増加率が最も高いのは「久喜市」で125.0%、次いで「比企郡川島町」が123.2%と続いている。一方、「北本町」は減少率が▲26.1%と最も高い。

平成21～26年の物流業における従業者数の増減率と増減数



出典：平成21年・平成26年「経済センサス基礎調査」(総務省)

平成21～26年の従業者数20人以上の物流業における事業所数の増減率と増減数



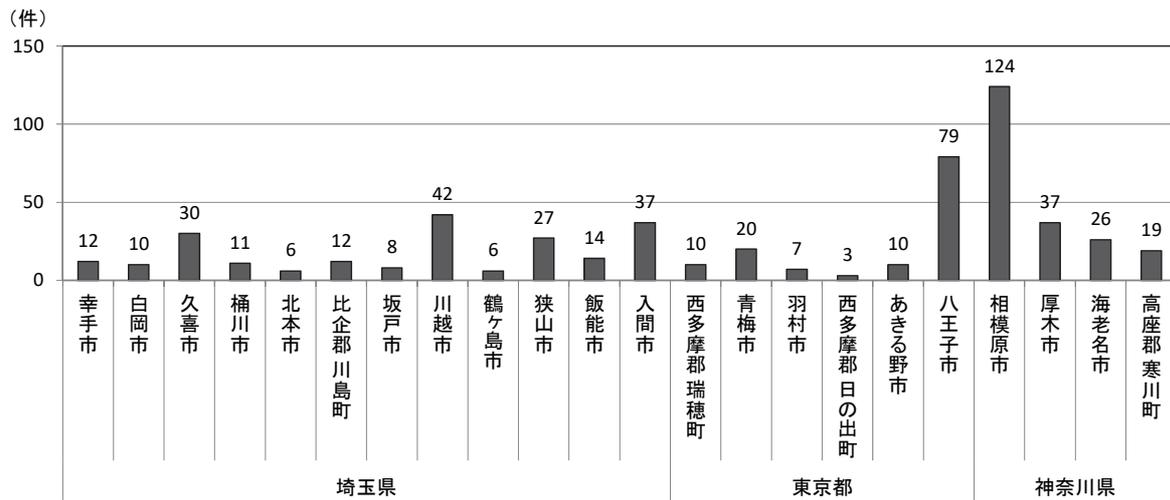
出典：平成21年・平成26年「経済センサス基礎調査」(総務省)

### (3) 立地動向

#### 1) 製造業の立地動向

「経済センサス基礎調査」結果における製造業事業所の開設年データから、各市町における平成22年～平成26年の5年間に開設した事業所数をみると、相模原市が124件で最も多く、次いで八王子市が79件、川越市が42件で続いている。

平成22年～平成26年に開設した製造業の事業所数



出典:平成26年「経済センサス基礎調査」(総務省)

## 2) 流通業の立地動向

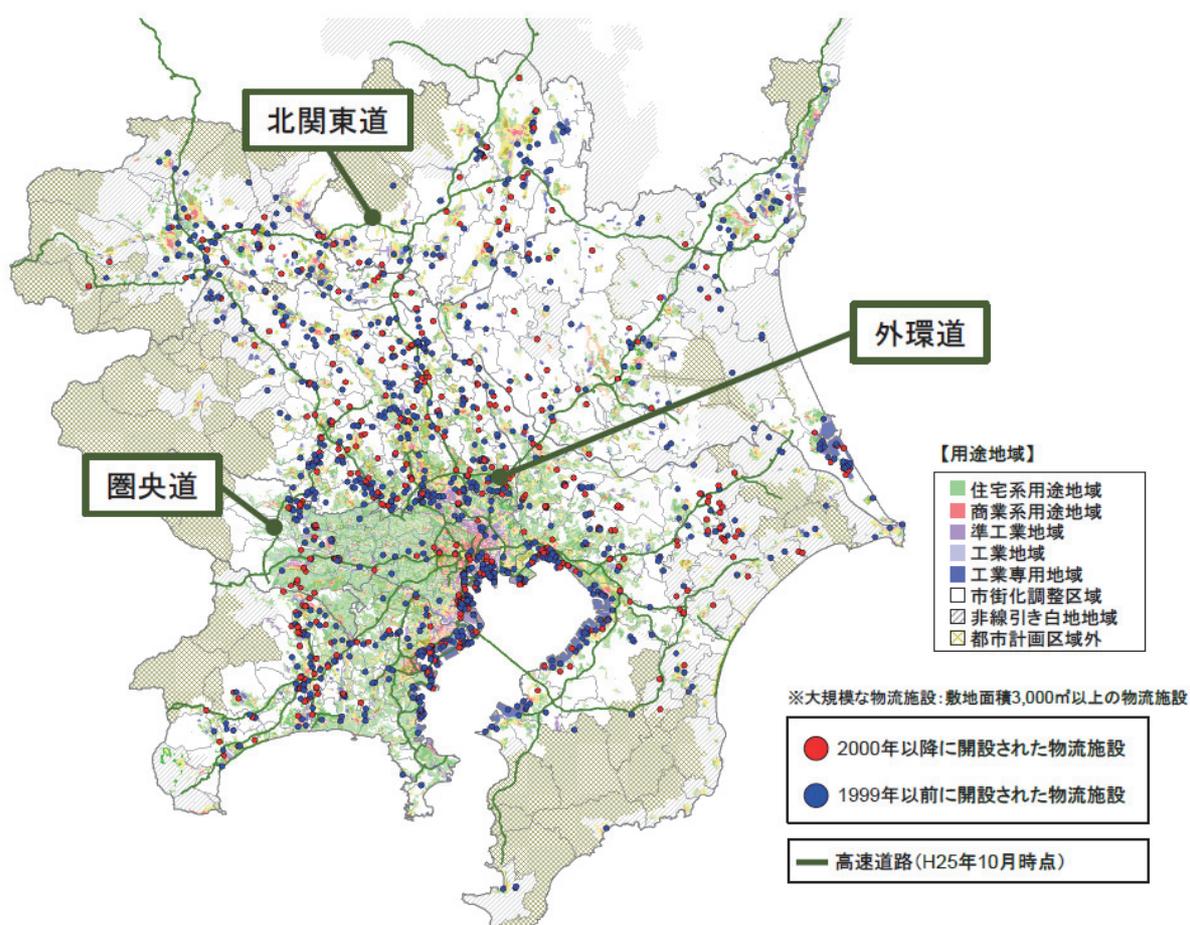
「第5回東京都市圏物資流動調査」結果から、圏央道沿線の物流施設の立地動向をみると、圏央道沿道は、道路の利便性や比較的に土地が確保しやすい点等を背景に、大規模な物流施設を中心に近年立地が進展している。千葉・東京、神奈川区間は機械工業品、茨城区間は農水産品・食料工業品、埼玉区間は日用品を多く扱っており、地域ごとに特徴ある物流施設が立地している。

経済のグローバル化、Eコマース市場の拡大を背景に、東京都市圏に立地する物流施設は、大規模化や高機能化の傾向がみられる。東京湾沿岸の臨海部は、国際貨物を扱う物流施設を中心とした立地需要が存在する一方、用地が不足し既存の物流施設の老朽化が進んでいる。

海外との取引が増加しており、搬出入圏域が海外の物流施設は臨海部に多く立地しているが、北関東自動車道延線にも複数のインランドポートが立地している。

### 大規模な物流施設の立地分布

敷地面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上の大規模な物流施設は、東京湾岸の臨海部や、圏央道、北関東道などの高速道路沿線等に立地が進んでいる。

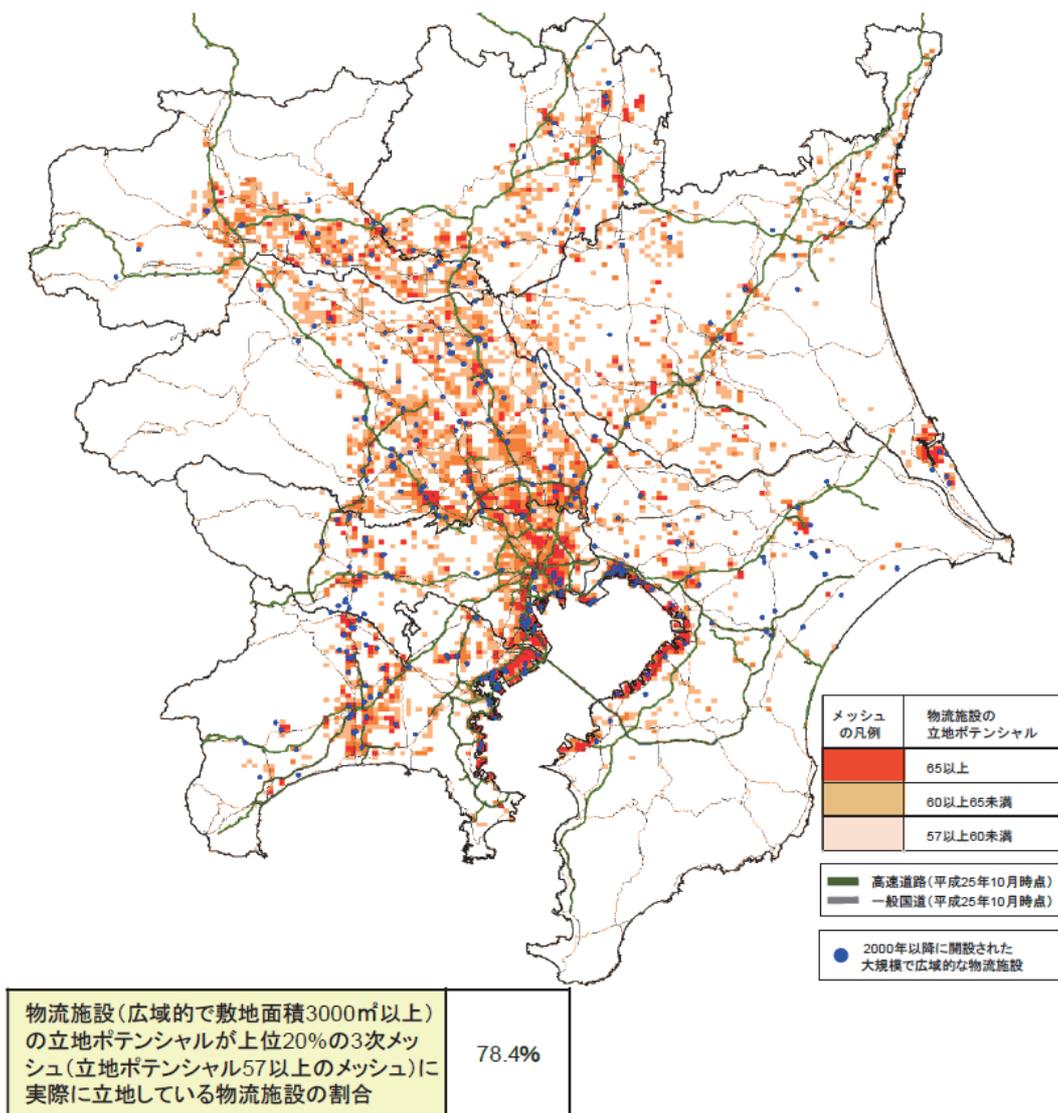


出典：「東京都市圏の望ましい物流の実現に向けて」(東京都市圏交通計画協議会)平成27年12月

また、下図は、物流施設の立地データから、物流施設の立地需要が高いと推計される1kmメッシュ（3次元メッシュ）を選定したものであり、大規模な物流施設のうち広域的な物流施設の立地ポテンシャルが高く推計された地域は、東京湾沿岸の臨海部、外環道沿線及びその内側、圏央道・北関東道など高速道路沿線等の地域となっている。

※広域的な物流施設：広域的な輸送を行っている物流施設。ここでは、主な搬出圏域が「関東地域外」の物流施設、もしくは「関東地域内」だが搬出先までの距離が40km以上の輸送を行っている物流施設と定義

### 大規模で広域的な物流施設の立地ポテンシャル



出典:「東京都市圏の望ましい物流の実現に向けて」(東京都市圏交通計画協議会)平成27年12月

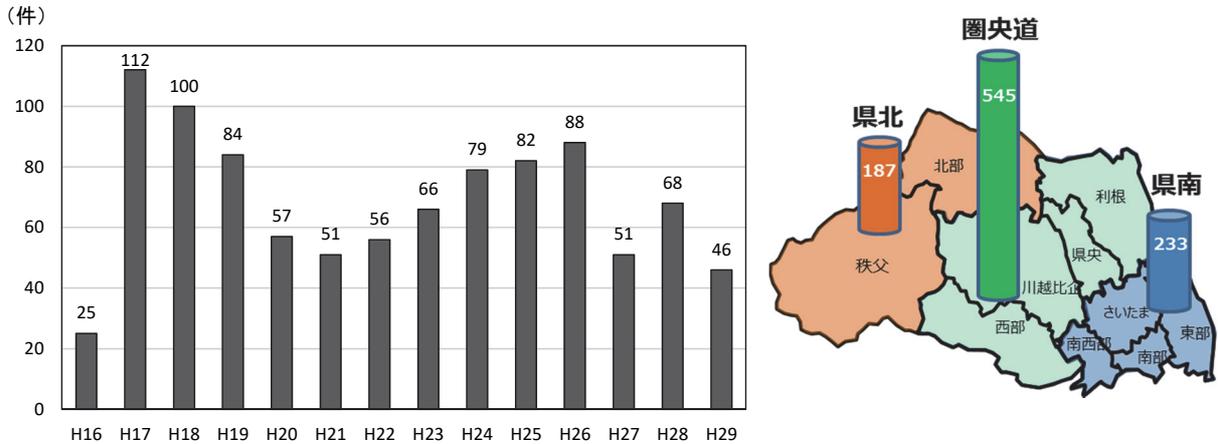
### 3) 政策的立地の動向

次に、調査対象地域の自治体が推進している企業立地政策における実績を整理した。

#### ① 埼玉県

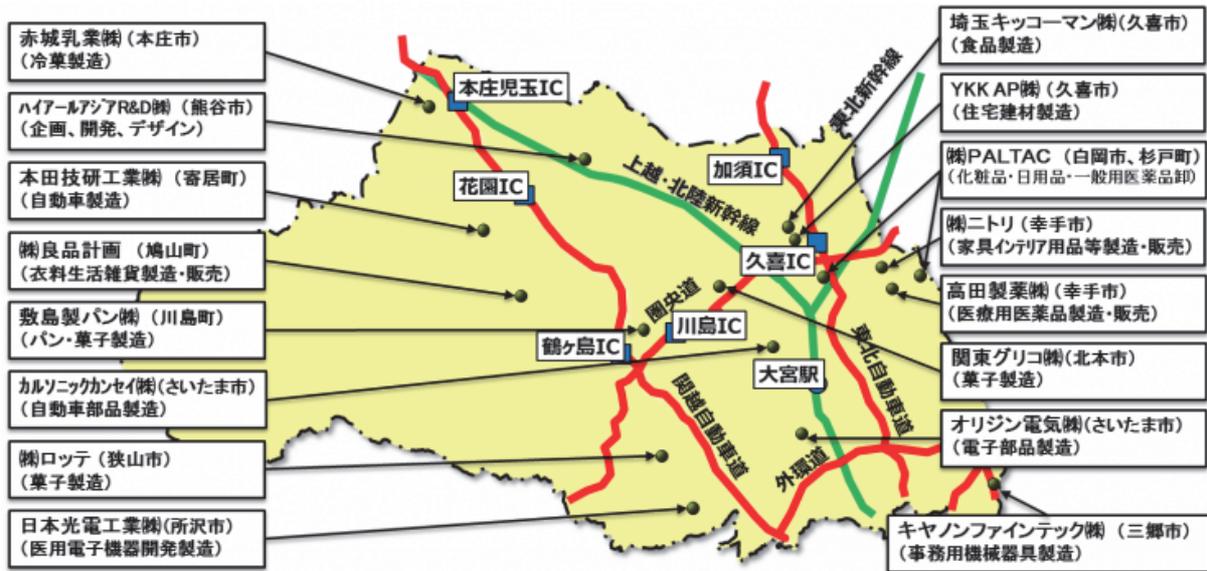
埼玉県が平成 17 年度から推進してきた企業誘致施策における立地実績は 965 件（平成 17 年 1 月～平成 29 年 12 月）を数える。埼玉県内の 3 地区（「県北」「圏央道」「県南」）における立地件数は、「圏央道」545 件、「県北」187 件、「県南」233 件となっている。立地による効果は新規雇用者が約 3 万 1,800 人、投資総額は約 1 兆 4,735 億円と試算している。

企業誘致の取組実績(平成 17 年 1 月～平成 29 年 12 月:年度別件数)



※平成 29 年度は 12 月までの実績値

#### 主な進出企業と進出先



出典: 埼玉県 HP

平成19年4月から埼玉県は企業誘致策「チャンスメーカー埼玉」に取り組んでいる。その第2期に当たる「チャンスメーカー埼玉Ⅱ」が開始された平成22年4月から「チャンスメーカー埼玉Ⅳ」の実施期間中である平成29年12月までに「チャンスメーカー埼玉」で立地した企業は、536件で、そのうち企業名等を公表している事業所数が302件を数え、当調査対象地域とする圏央道IC周辺地域における立地件数は80件である。その市町別件数は下記のとおりで、「飯能市」が18件（22.5%）で最も多く、次いで「久喜市」が17件（21.3%）「川越市」が13件（16.3%）と続いている。

業種別立地件数は、食料品製造業を除く「その他製造業」が50.0%を占め、「物流」が35.0%、「食料品製造業」が15.0%である。

立地面積規模は、「0.5ha未満」と「0.5ha以上～1.0ha未満」がそれぞれ32.5%で、1.0ha未満が65.0%を占める。

市町別立地件数

市町名	件数	比率
幸手市	8	10.0%
白岡市	3	3.8%
久喜市	17	21.3%
桶川市	5	6.3%
北本市	0	0.0%
比企郡 川島町	2	2.5%
坂戸市	4	5.0%
川越市	13	16.3%
鶴ヶ島市	1	1.3%
狭山市	5	6.3%
飯能市	18	22.5%
入間市	4	5.0%
合計	80	100.0%

業種別立地件数

業種	件数	比率
食料品製造業	12	15.0%
その他製造業	40	50.0%
物流	28	35.0%
合計	80	100.0%

立地面積規模

面積	件数	比率
0.5ha未満	26	32.5%
0.5ha以上～1.0ha未満	26	32.5%
1.0ha以上～5.0h未満	20	25.0%
5.0ha以上～10.0ha未満	2	2.5%
10.0ha以上	5	6.3%
無回答	1	1.3%
合計	80	100.0%

出典：埼玉県の公表データを加工・作成

## ②神奈川県

神奈川県は、2004年に強力な誘致インセンティブ策となる「インベスト神奈川」を策定し、2005年4月に企業ニーズを1箇所で受け止める「企業誘致ワンストップステーション」を設置、企業誘致を推進している。その結果、2010年までに施設整備等助成制度で認定した企業が80件、県内総投資額は約6,803億円を数え、多くの世界的企業の研究所が立地した。その後、「企業立地に対する直接支援」から「立地後の成長支援」へと力点を移した「インベスト神奈川 2nd ステップ+」（2010年4月～2016年3月）では、産業集積支援事業認定制度で認定した企業は99件を数える。2016年4月からは、新たな企業誘致施策である「セレクト神奈川 100」をスタートさせ、2019年2月時点で、企業立地支援事業認定制度で認定した企業は48件である。

### 「インベスト神奈川」施設整備等助成制度認定数 80 件の内訳

【規模別内訳】 大企業 22 件、中小企業 58 件

【区分別内訳】 本社 24 件、工場 60 件、研究所 25 件

### 「セレクト神奈川 100」施設整備等助成制度認定数 48 件の内訳

【規模別内訳】 大企業 16 件、中小企業 32 件

【区分別内訳】 本社・工場 27 件、研究所 16 件、ホテル 3 県、発電所 2 件

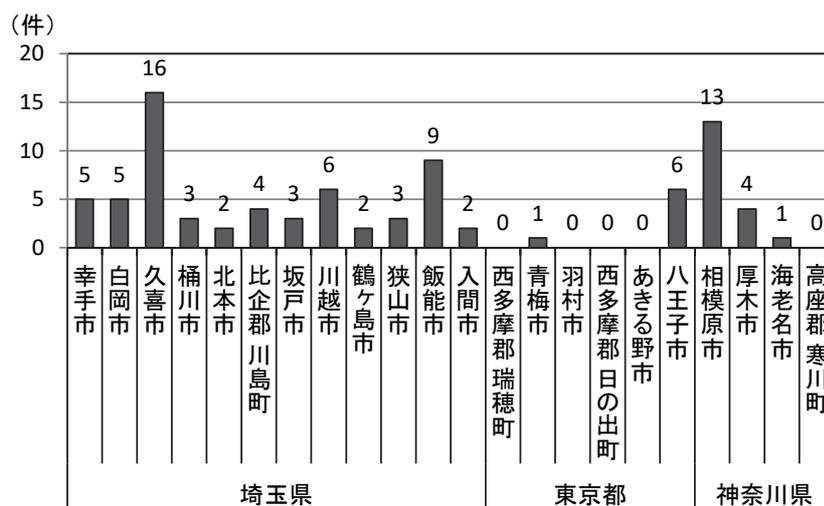
出典：神奈川県 HP

#### 4) 圏央道 IC 周辺地域における工業系事業所の立地動向

日本立地ニュース社の「日本立地総覧」2013年版～2017年版から、2012年～2016年の5年間に圏央道 IC 周辺地域に立地した企業データを整理した。立地した企業数は85件で、下記のとおりである。その平均敷地面積は26,267㎡である。

##### ①市町別件数

「久喜市」が16件で最も多く、次いで「相模原市」が13件、「飯能市」が9件と続いている。



##### ②業種別件数

業種別にみると、埼玉県は「物流」の比率が高く、東京都では「食品製造業」以外の「その他の製造業」の比率が高い。

都県名	市町名	食品製造業	その他製造業	物流	不明	合計
埼玉県	幸手市	1	0	3	1	5
	白岡市	0	2	2	1	5
	久喜市	2	4	8	2	16
	桶川市	3	0	0	0	3
	北本市	0	0	1	1	2
	比企郡川島町	1	0	2	1	4
	坂戸市	0	0	0	3	3
	川越市	1	0	0	5	6
	鶴ヶ島市	0	2	0	0	2
	狭山市	0	0	2	1	3
	飯能市	1	4	4	0	9
入間市	1	0	0	1	2	
埼玉県内合計	件数	10	12	22	16	60
	比率	16.7%	20.0%	36.7%	26.7%	100.0%
東京都	西多摩郡 瑞穂町	0	0	0	0	0
	青梅市	0	1	0	0	1
	羽村市	0	0	0	0	0
	西多摩郡 日の出町	0	0	0	0	0
	あきる野市	0	0	0	0	0
	八王子市	0	3	2	1	6
東京都内合計	件数	0	4	2	1	7
	比率	0.0%	57.1%	28.6%	14.3%	100.0%
神奈川県	相模原市	1	3	4	5	13
	厚木市	0	0	1	3	4
	海老名市	1	0	0	0	1
	高座郡 寒川町	0	0	0	0	0
神奈川県内合計	件数	2	3	5	8	18
	比率	11.1%	16.7%	27.8%	44.4%	100.0%
合計	件数	12	19	29	25	85
	比率	14.1%	22.4%	34.1%	29.4%	100.0%

【敷地面積規模別件数】

敷地面積規模は、「5,000 m<sup>2</sup>以上 1ha 未満」「1ha 以上 2ha」「2ha 以上 5ha」未満がそれぞれ 20% 台を占めており、分散している。

	埼玉県内	東京都内	神奈川県内	合計	
5000m <sup>2</sup> 未満	5	1	3	9	10.6%
5,000m <sup>2</sup> 以上1ha未満	12	2	4	18	21.2%
1ha以上2ha未満	15	1	3	19	22.4%
2ha以上5ha未満	16	0	4	20	23.5%
5ha以上10ha未満	7	3	4	14	16.5%
10ha以上	1	0	0	1	1.2%
不明	4	0	0	4	4.7%
合計	60	7	18	85	100.0%

出典：2013 年版～2017 年版「日本立地総覧」(日本立地ニュース社)

【市町別立地企業リスト】

個別の立地案件は下記のとおりである。

市町名	No.	掲載年度	企業名	立地場所	生産品	敷地面積
幸手市	1	2013	高田製薬	埼玉県幸手市/幸手工業団地	-	12,280
	2	2015	トラスコ中山(株)	埼玉県幸手市/幸手中央地区産業団地	物流C	35,154
	3	2015	(株)ニトリ	埼玉県幸手市/幸手中央地区産業団地	大型物流C	106,000
	4	2016	(株)トータルパック	埼玉県幸手市 幸手中央産業団地	段ボール等	16,000
	5	2016	ビゼラル(株)	埼玉県幸手市 幸手中央産業団地	チルド・レトルト食品等	11,000
白岡市	6	2013	(株)Paltac	埼玉県南埼玉郡白岡町/白岡西部工業団地	日用品卸	-
	7	2013	日本ペイント	埼玉県白岡市	塗料等の配送と加工	11,000
	8	2014	トーエイ物流	埼玉県白岡市/白岡西武産業団地	自動車関連	14,000
	9	2014	日本ペイント	埼玉県白岡市/グループ企業の関東流通センター隣接地	-	11,000
	10	2015	トーエイ物流(株)	埼玉県白岡西部産業団地	危険物倉庫	14,000

※掲載年度:「日本立地総覧」に掲載されている年版を表す。

市町名	No.	掲載 年度	企業名	立地場所	生産品	敷地面積
久喜市	11	2012	キッコーマン	埼玉県久喜市/久喜清久工業団地周辺地区	惣菜調味料	66,000
	12	2012	㈱ウェルティンゲアロイズ・ジャパン	埼玉県久喜市/久喜菖蒲工業団地	破碎機の補修等	3,400
	13	2012	㈱あさひ	埼玉県久喜市	自転車物流・保管業務	33,813
	14	2012	東邦薬品	埼玉県久喜市	-	28,500
	15	2013	エスケーロジ	埼玉県久喜市/久喜菖蒲工業団地	ピッキング・梱包など	5,012
	16	2013	セイワ化成工業	埼玉県久喜市	建設・医療・原子力向け ゴム素材	7,700
	17	2013	カンダホールディングス	埼玉県久喜市北中曽根地内	医薬品物流事業	33,000
	18	2013	㈱ツムラ	埼玉県久喜市	医療用漢方製剤	33,000
	19	2014	㈱グリーンクロス	埼玉県久喜市/ネクストコア清久	物流センター	5,332
	20	2014	㈱デリカシェフ	埼玉県久喜市	惣菜工場	-
	21	2014	㈱デサン	埼玉県久喜市	-	-
	22	2015	㈱シーアールイー	埼玉県久喜市/久喜菖蒲工業団地	ロジスクエア久喜	20,200
	23	2015	㈱クリーンクロス	埼玉県久喜市	物流C	5,000
	24	2015	三井不動産㈱	埼玉県久喜市清久町	物流施設	35,000
	25	2015	味の素物流㈱	埼玉県久喜市/久喜・清水工業団地周辺土地区画 整理事業地区	物流C	24,968
	26	2016	ESR㈱	埼玉県久喜市清久	レッドウッド久喜ディストリ ビューションセンター	82,000
桶川市	27	2012	日東食品	埼玉県桶川市・本社工場隣接地	業務用納豆	6,000
	28	2012	㈲大真パッケージ	埼玉県桶川市	惣菜包装向けプラスチック 容器	1,480
	29	2013	㈱グレープストーン	埼玉県桶川市/桶川東部工業団地	菓子	(2,000)
北本市	30	2014	㈱プロロジス	埼玉県北本市朝日	-	35,547
	31	2015	プロロジス	埼玉県北本市朝日	マルチテナント型物流施設	35,547
川島町	32	2012	正和製菓(ショウワセイカ)	埼玉県比企郡川島町/IC産業団地	菓子・食品	9,000
	33	2013	プロロジス	埼玉県比企郡川島町川島インターチェンジ近く	-	28,103
	34	2014	プロロジス	埼玉県比企郡川島町	マルチテナント型物流施設	28,103
	35	2015	プロロジス	埼玉県比企郡川島町	プロロジスパーク川島2	28,103
坂戸市	36	2013	デンヨー	埼玉県坂戸市	-	13,200
	37	2014	光洋パック	埼玉県坂戸市/ヤマト・インダストリーの土地建物 取得	-	5,000
	38	2014	埼玉トヨペット	埼玉県坂戸市/ニューシティにつさい	-	7,000

市町名	No.	掲載年度	企業名	立地場所	生産品	敷地面積
川越市	39	2012	帆栄物流	埼玉県川越市/川越第二産業団地	-	6,000
	40	2012	セガサミーホールディングス	埼玉県川越市南台地内	-	22,615
	41	2012	三輪精機	埼玉県川越市/川越第二産業団地	-	6,000
	42	2012	㈱マミーマート	埼玉県川越市埼玉川越総合地方卸売市場内	弁当・惣菜など	(10,000)
	43	2013	オリックス不動産	埼玉県川越市下赤坂地内	-	25,500
	44	2016	㈱シーアールイー	埼玉県川越市 川越工業団地		6,295
鶴ヶ島市	45	2013	㈱丸順	埼玉県鶴ヶ島市	溶接	(6,360)
	46	2016	㈱IHI	埼玉県鶴ヶ島市/県農業大学校跡地	航空機エンジン	-
狭山市	47	2014	センコー	埼玉県狭山市市/同市柏原	物流センター	19,000
	48	2015	センコー㈱	埼玉県狭山市柏原	物流施設	19,000
	49	2016	ラサール不動産投資顧問㈱	埼玉県狭山市広瀬台	-	16,000
飯能市	50	2013	日建リース工業	埼玉県飯能市/ビックヒルズ飯能大河原	仮設資材保管等	(68,650)
	51	2013	㈱ちふれ化粧品	埼玉県飯能市/ビックヒルズ飯能大河原	化粧品	42,100
	52	2013	㈱デコス	埼玉県飯能市/ビックヒルズ飯能大河原	断熱材	4,794
	53	2013	日建リース工業	埼玉県飯能市/大河原地区	倉庫建設	(73,335)
	54	2013	キューピータマゴ	埼玉県飯能市	鶏卵加工品・液卵など	19,000
	55	2014	マキ工業	埼玉県飯能市	飯能大原地区保管倉庫	18,643
	56	2014	新電元メカトロニクス	埼玉県飯能市/飯能大河原工業団地	ソレノイド製品	5,000
	57	2014	協和電気化学	埼玉県飯能市/飯能大河原工業団地	自動車外装部品	54,173
	58	2015	日建リース工業㈱	埼玉県飯能市/飯能大河原地区	倉庫	73,335
入間市	59	2016	㈱中村屋	埼玉県入間市 大妻学園狭山台キャンパス跡地	菓子類	83,000
	60	2016	東京ロジファクトリー㈱	埼玉県入間市狭山ヶ丘字櫻木 入間物流センター	物流	11,508
青梅市	61	2014	太陽誘電	東京都青梅市	モバイル向け電子部品	56,000
八王子市	62	2014	東新プラスチック	東京都八王子市石川町	樹脂成型部品	1,673
	63	2014	エフピコ物流	東京都八王子市	食品トレー・弁当容器	70,000
	64	2014	㈱イタリアントマト	東京都八王子市/八王子みなみ野シティ	-	6,690
	65	2015	野村不動産㈱	東京都八王子市/北八王子工業団地	高機能型物流施設	16,700
	66	2015	エフピコ物流㈱	東京都八王子市/戸吹北土地区画整理事業用地	配送C	72,231
	67	2016	パルモス㈱	東京都八王子市/みなみ野シティ	アミューズメント機器	7,067

市町名	No.	掲載 年度	企業名	立地場所	生産品	敷地面積
相模原 市	68	2012	三菱地所	神奈川県相模原市	-	94,197
	69	2013	福山通運	神奈川県相模原市中央区タナ塩田地内	-	25,446
	70	2013	共同印刷	神奈川県相模原市	歯磨き用ラミネート用 チューブ	6,600
	71	2013	日本ゼトック	神奈川県相模原市	歯磨き粉	9,900
	72	2013	大宮糧食工業	相模原市緑区・相模原工場隣接地	ベーキングパウダーなど	660
	73	2013	三菱地所	神奈川県相模原市	-	68,000
	74	2014	ニシダ精機	神奈川県相模原市中央区	プレス加工自動化機器	7,000
	75	2014	エレコム	神奈川県相模原市	-	11,550
	76	2015	エレコム(株)	相模原市	物流C	11,550
	77	2015	三菱地所(株)	相模原市緑区/セントラル自動車跡地	物流施設	68,000
	78	2015	DHLサプライチェーン(株)	相模原市緑区	物流施設	22,000
	79	2015	ラサール インベストメント マネージメント	相模原市緑区	ロジポート橋本	67,746
	80	2016	秋森鉄筋(株)	神奈川県相模原市南区 当麻宿土地区画整理事業地内	-	3,300
厚木市	81	2012	ラサール インベストメント マネージメント	神奈川県厚木市	-	25,000
	82	2013	佐川印刷	神奈川県厚木市上依知字上ノ原地内	-	6,685
	83	2013	GLプロパティーズ	神奈川県厚木市と愛川町にまたがる地域	-	44,511
	84	2015	野村不動産(株)	神奈川県厚木市金田	物流施設	18,000
海老名 市	85	2013	トーカイ・パッケージングシステム	神奈川県海老名市本郷	食品小分け・袋詰	4,361

## 5) 2市1町の立地動向

2市1町における平成21年以降の土地取引状況を把握するために、国土交通省「土地総合情報システム」から「土地取引価格の基本統計量」データを加工し整理した。

データ期間:平成21年～平成29年9月までの2市1町における土地取引案件を抽出

### ①市町別取引数

平成21年～平成29年9月までの2市1町における土地取引件数は、4,600件で、うち782件が工業系地域で17.0%を占める。

市町別にみると、「青梅市」が542件、「羽村市」が105件、「瑞穂町」が135件となっている。

平成21年～平成29年9月までの2市1町における土地取引件数

市町名	住居・商業等地域	工業系地域(比率)		市街化調整区域	不明	計
青梅市	2,328	542	18.1%	58	71	2,999
羽村市	839	105	11.0%	10	3	957
瑞穂町	472	135	21.0%	30	6	643
計	3,639	782	17.0%	98	80	4,600

※住居・商業等地域:用途地域における「第一種低層住居専用地域」「第二種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」「第一種住居地域」「第二種住居地域」「準住居地域」「近隣商業地域」「商業地域」とする。

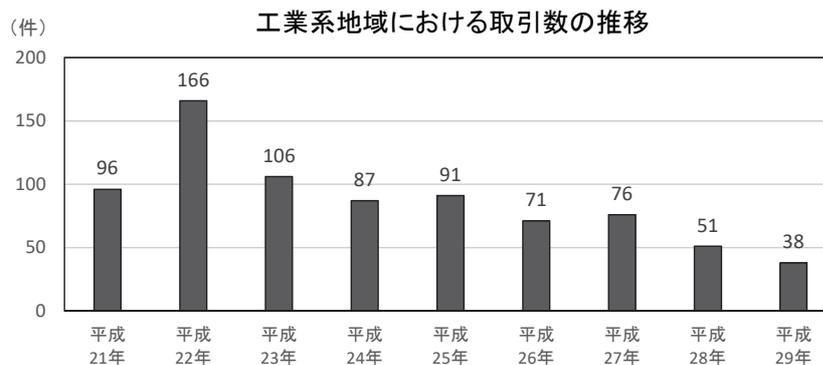
工業系地域 :「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」とする。

2市1町の工業系地域における土地取引件数

市町名	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
青梅市	372	164	6	542
羽村市	52	36	17	105
瑞穂町	10	114	11	135
計	434	314	34	782

### ②工業系地域における取引数の推移

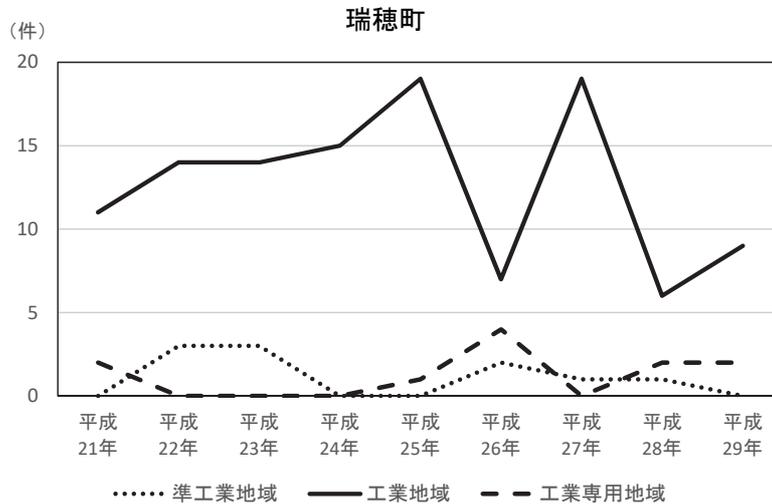
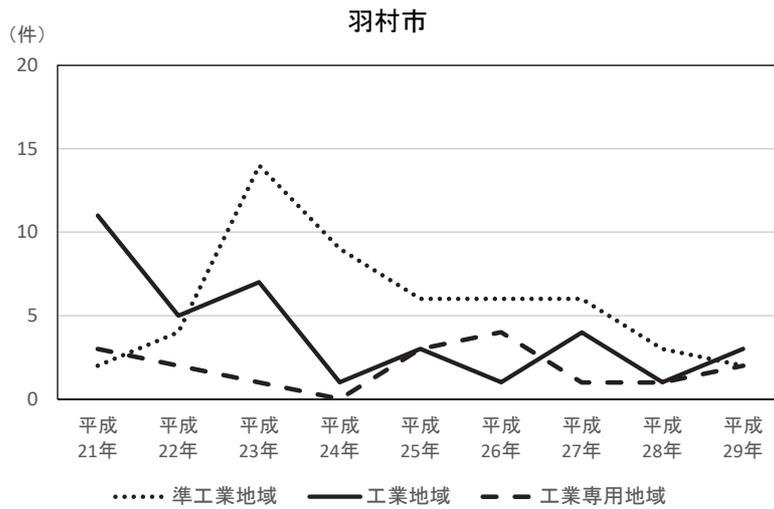
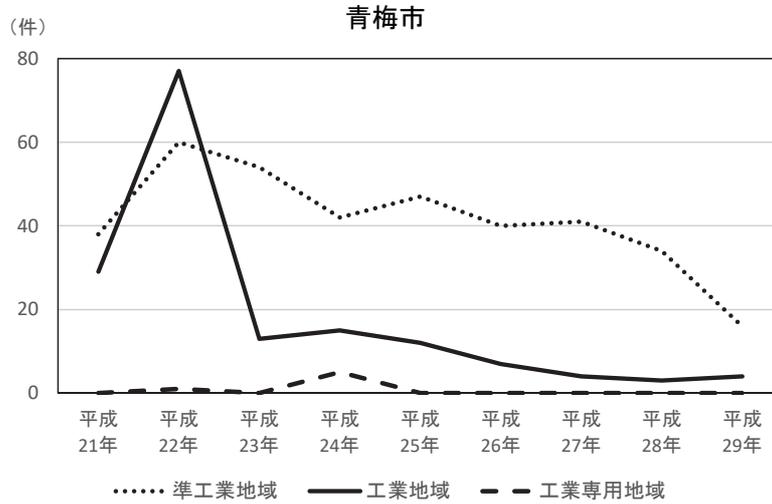
平成21年以降の工業系地域における取引数の推移は、平成22年に大きく増加し、その後は緩やかに減少している。



※平成29年は10月までのデータ

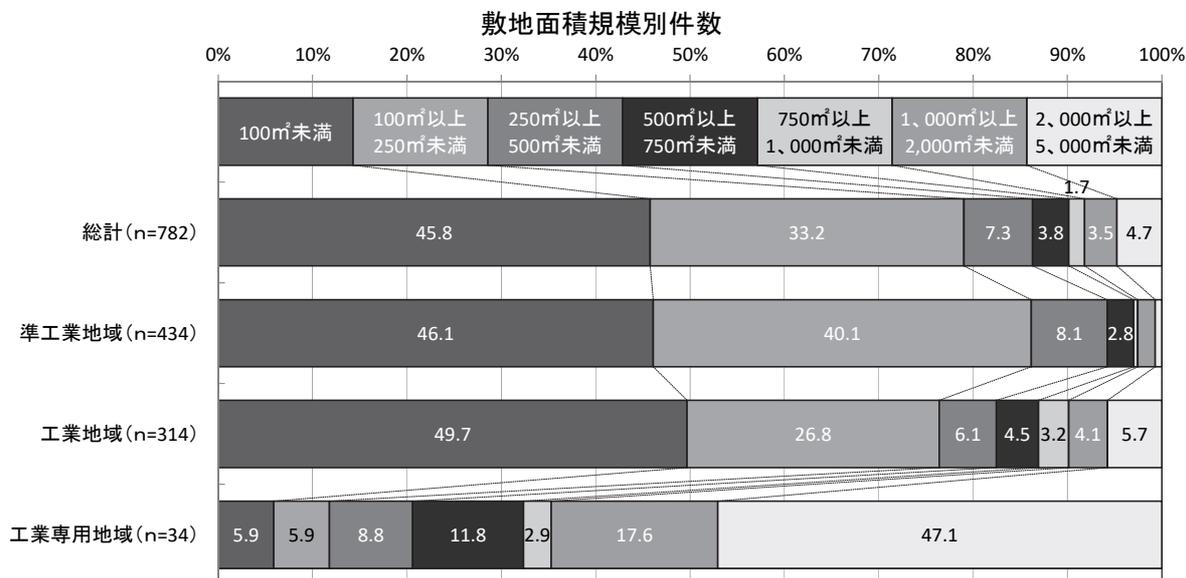
### ③ 2市1町における工業系用途地域別にみた取引数の推移

2市1町における工業系用途地域別にみた取引数の推移は下記のとおりである。



#### ④敷地面積規模別件数

2市1町の工業系用地における取引の敷地面積規模別件数をみると、半数弱が「100㎡未満」である。用途地域別にみると、工業地域においても「100㎡未満」が約半数を占める。工業専用地域では、「2,000㎡以上5,000㎡未満」が半数弱を占めている。



#### ⑤市町別工業系利用取引案件事例

各取引案件の事例を把握するため、21年から平成29年の間の取引において、「今後の利用目的」もしくは「建物の用途」から工場や倉庫等の工業系利用の可能性のある取引案件を2市1町別に下記のとおり抽出した。市町別でみると、「青梅市」26件、「羽村市」10件、「瑞穂町」34件である。

工業系利用と想定される案件(青梅市)

No	取引年 (平成)	種類	地区名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年	建物の用途	今後の利用 目的	都市計画用途地域
1	21	土地・建物	河辺町	660	380	平成3年	倉庫		第1種中高層住居専用地域
2	22	土地・建物	新町	2,000㎡以上	950	昭和52年	工場、事務所		工業地域
3	22	土地・建物	千ヶ瀬町	1,200	370	昭和57年	工場		準工業地域
4	22	土地・建物	今井	310	960	平成2年	住宅、工場		工業地域
5	22	土地・建物	今井	350	960	平成2年	住宅、工場		工業地域
6	22	土地・建物	今井	1,100	700	昭和54年	工場、事務所		工業地域
7	22	土地・建物	今井	1,700	2,000㎡以上	平成4年	倉庫		工業地域
8	23	土地・建物	長淵	1,300	880		工場		準工業地域
9	23	土地・建物	今井	600	470	昭和56年	工場		工業地域
10	23	土地・建物	今井	1,100	700	昭和54年	工場、事務所		工業地域
11	23	土地・建物	今寺	340	95	昭和56年	工場		準工業地域
12	23	土地・建物	長淵	360	70	昭和43年	倉庫		準工業地域
13	24	土地・建物	今井	330	190	平成18年	工場		工業地域
14	24	土地・建物	長淵	830	150	昭和63年	工場		準工業地域
15	25	土地・建物	今井	590	450	昭和55年	工場、事務所		工業地域

No	取引年 (平成)	種類	地区名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年	建物の用途	今後の利用 目的	都市計画用途地域
16	25	土地・建物	今井	1,800	500	昭和60年	工場		工業地域
17	26	土地・建物	今井	310	180	昭和57年	工場	工場	工業地域
18	27	土地・建物	長淵	1,400	310	昭和38年	事務所	工場	準工業地域
19	27	土地・建物	天ヶ瀬町	280	160	平成19年	倉庫	倉庫	第1種住居地域
20	27	土地	新町	2,000㎡以上				工場	工業地域
21	27	土地・建物	小曾木	160	55	昭和45年	その他	倉庫	市街化調整区域
22	28	土地	新町	2,000㎡以上				工場	工業地域
23	28	土地・建物	今寺	1,700	890	昭和51年	工場、事務所	工場	準工業地域
24	28	土地・建物	根ヶ布	195	240	平成2年	住宅、事務所、倉庫	倉庫	準工業地域
25	28	土地・建物	大門	200	130	昭和51年	共同住宅、店舗	倉庫	第1種住居地域
26	29	土地・建物	今井	350	400	昭和62年	工場、倉庫		工業地域

### 工業系利用と想定される案件（羽村市）

No	取引年 (平成)	種類	地区名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年	建物の用途	今後の利用 目的	都市計画用途地域
1	21	土地・建物	神明台	1,700	990	昭和44年	工場		工業専用地域
2	21	土地・建物	栄町	2,000㎡以上	2,000㎡以上	昭和55年	工場、事務所		工業専用地域
3	22	土地・建物	栄町	1,900	2,000㎡以上	昭和60年	倉庫		工業専用地域
4	24	土地・建物	五ノ神	100			住宅、倉庫		市街化調整区域
5	26	土地・建物	神明台	1,700	990	昭和44年	工場		工業専用地域
6	26	土地・建物	緑ヶ丘	480	500	昭和59年	工場、事務所		工業専用地域
7	27	土地・建物	神明台	1,700	1,500		事務所、倉庫	工場	工業専用地域
8	27	土地・建物	神明台	2,000㎡以上	2,000㎡以上		事務所、倉庫	倉庫	準工業地域
9	27	土地・建物	神明台	2,000㎡以上	1,400		事務所、倉庫		工業専用地域
10	29	土地・建物	神明台	2,000㎡以上	2,000㎡以上	平成8年	工場	工場	工業専用地域

### 工業系利用と想定される案件（瑞穂町）

No	取引年 (平成)	種類	地区名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年	建物の用途	今後の利用 目的	都市計画用途地域
1	21	土地・建物	長岡	1,100	1,100	平成9年	工場、事務所		工業専用地域
2	22	土地・建物	大字二本木	140	110	昭和59年	住宅、工場		工業地域
3	22	土地・建物	大字二本木	95	100	昭和60年	住宅、工場		工業地域
4	22	土地・建物	大字二本木	2,000㎡以上	2,000㎡以上	平成5年	事務所、作業場		工業地域
5	22	土地・建物	大字箱根ヶ崎	370	400	昭和60年	工場、事務所		準工業地域
6	24	土地・建物	大字二本木	200	135	昭和59年	住宅、工場		工業地域
7	24	土地・建物	長岡	300	530	昭和58年	工場		工業地域
8	25	土地・建物	大字二本木	175	165	昭和59年	住宅、倉庫		工業地域
9	25	土地・建物	箱根ヶ崎東松原	780	1,100	平成元年	工場、事務所		工業地域
10	25	土地・建物	長岡	2,000㎡以上	2,000㎡以上	平成2年	工場、倉庫		工業専用地域
11	26	土地・建物	長岡	2,000㎡以上	2,000㎡以上	昭和62年	倉庫		工業専用地域

No	取引年 (平成)	種類	地区名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年	建物の用途	今後の利用 目的	都市計画用途地域
11	26	土地・建物	長岡	2,000㎡以上	2,000㎡以上	昭和62年	倉庫		工業専用地域
12	26	土地・建物	大字二本木	2,000㎡以上	2,000㎡以上	平成2年	工場		工業地域
13	26	土地・建物	大字箱根ヶ崎	460	370	昭和57年	工場	倉庫	準工業地域
14	26	土地・建物	大字二本木	2,000㎡以上	570	昭和42年	工場		工業地域
15	26	土地・建物	長岡	970	360	昭和56年	工場、事務所	工場	工業地域
16	26	土地	大字箱根ヶ崎	260				倉庫	準工業地域
17	26	土地・建物	箱根ヶ崎東松原	560	160	昭和60年	住宅、事務所、倉庫	倉庫	工業地域
18	26	土地・建物	長岡	250	175	昭和58年	工場、事務所	倉庫	工業専用地域
19	27	土地	大字殿ヶ谷	1,000				工場	工業地域
20	27	土地	大字殿ヶ谷	300				工場	第1種低層住居専用地域
21	27	土地・建物	大字二本木	470	360	昭和62年	工場	工場	工業地域
22	27	土地・建物	箱根ヶ崎東松原	1,400	1,100	昭和59年	工場、倉庫		工業地域
23	27	土地・建物	大字長岡長谷部	410	480	平成4年	事務所、倉庫、その他	工場	準住居地域
24	27	土地・建物	大字二本木	2,000㎡以上	270	昭和62年	事務所	工場	工業地域
25	27	土地・建物	大字富士山栗原新田	1,600	600	昭和57年	工場		工業地域
26	28	土地・建物	大字石畑	330	200	平成28年	工場	工場	工業地域
27	28	土地	大字殿ヶ谷	125				工場	第1種低層住居専用地域
28	28	土地	大字二本木	1,500				工場	第1種低層住居専用地域
29	28	土地・建物	長岡	200	140			倉庫	工業専用地域
30	28	土地・建物	長岡	750	690	昭和59年	住宅、工場	工場	工業地域
31	28	土地・建物	箱根ヶ崎東松原	165	145	平成29年	工場		工業地域
32	29	土地・建物	長岡	340	400	平成元年	倉庫	工場	工業専用地域
33	29	土地・建物	大字二本木	130	55	平成9年	住宅、作業場	倉庫	第1種低層住居専用地域
34	29	土地・建物	大字箱根ヶ崎	1,500	1,100	平成21年	倉庫	倉庫	第1種住居地域

## 6) 今後の立地予定情報

対象地域における今後の主な立地予定について、「日本立地総覧」2017年版から、下記のとおり整理した。物流施設の立地が多くなっている。

No.	企業名	立地場所	時期	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	用途
1	ESR(株)	久喜市下清久	2017/春～ 2018/半ば	82,000	145,000	「レッドウッド久喜 ディストリビューショ ンセンター」開発
2	トラスコ中山	埼玉県幸手市 幸手中央地区産 業団地	2016/4～ 2018/1	-	-	-
3	(株)シーアールイー	埼玉県川越市 川越工業団地	検討中	6,295	12,561	テナントオーダー型 施設開発
4	大和ハウス工業(株)	埼玉県飯能市 飯能大河原工業 用地物流施設	検討中	222,400	-	「DPL飯能」開発
5	(株)トータルパック	埼玉県幸手市 幸手中央地区産 業団地	検討中	16,000	-	「幸手ロジスティッ クセンター」建設
6	ラサール不動産投資 顧問(株)	埼玉県狭山市広 瀬台	2016/12～ 2018/1	16,000	最大 32,065	BTS 型物流施設開 発
7	東京ロジファクトリー (株)	埼玉県入間市狭 山ヶ原字櫻木	2018/1 稼 働～着工	11,508	15,656	「入間物流センタ ー」建設
8	住友商事(株)	相模原市中央区 田名	2018/春完 成～着工	28,700	55,900	「(仮称)SOSiLA 相 模原」開発
9	オーケー(株)	神奈川県寒川町 小谷	2018 年ま でに稼働	99,000	-	大型物流センター
10 ※	明治	東京都八王子市 八王子みなみ野 シティ	2018/4 稼 働	約 40,000	37,000	新研究所「明治イノ ベーションセンタ ー」

出典 2017年版:「日本立地総覧」日本立地ニュース社

※10 は日経新聞掲載記事を加工

### 【大規模物流施設の開発】

No.	事業者	概要
1	野村不動産	2018～20年にかけて、首都圏で9棟の物流施設を開業予定。インターネット通販等の需要を取り込む物流施設。予算額は計1,000億円超。
2	三井不動産	2018年3月～20年4月までに、千葉県船橋市等6カ所で大型物流施設を開発予定。予算額は約1,000億円。
3	東急不動産	2017年に埼玉県など4府県6カ所で物流施設向け用地や施設を取得。

出典:日経新聞電子版

### 【企業誘致に関連した主な計画】

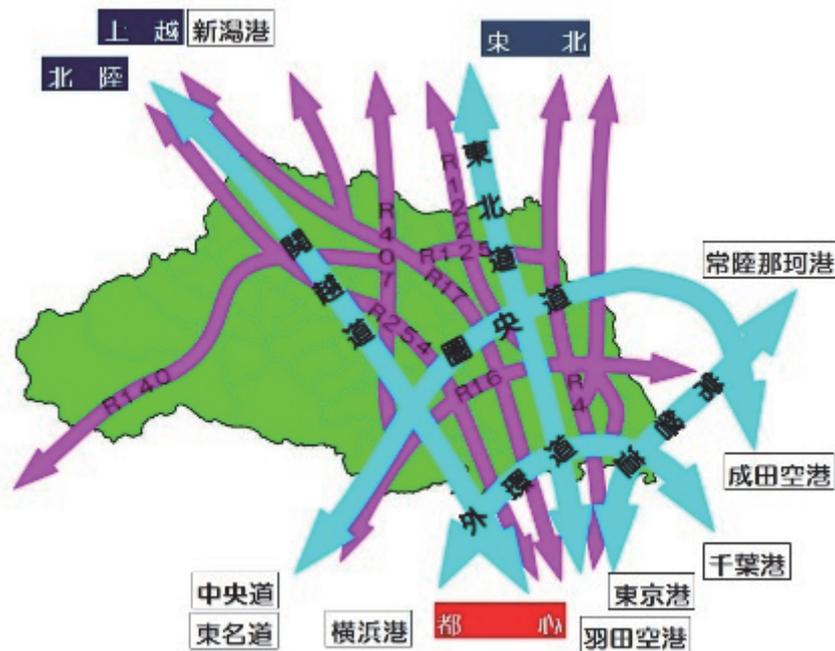
圏央道 IC 周辺地域において、企業誘致に関連する主な計画として、次のような計画が策定されている。

#### ①第3次 田園都市産業ゾーン基本方針

「埼玉県5か年計画」に基づき埼玉の活力を高めるために、圏央道沿線地域に加え圏央道以北地域などにおいて、高速道路インターチェンジ周辺や県内主要幹線道路周辺に田園環境と調和した産業基盤づくりを積極的に進められるよう具体的方針を定めたものである。

【適用期間】平成 29 年度～平成 33 年度（当初 H18～H24、改定後 H25～H28）

【適用範囲】圏央道沿線地域及び圏央道以北地域における、高速道路 IC から概ね 5km の範囲及び 4 車線の国県道等から概ね 3km の範囲



### 【3つのポイント】

- 1 適用地域の拡大 圏央道沿線地域に加え圏央道以北地域などへ拡大
- 2 目標量の見直し 280ha から 300ha へ拡大（県 5 か年指標）
- 3 市町村支援強化 よりきめ細やかな市町村支援によりスピードアップ

出典：埼玉県 HP

## ②埼玉県基本計画（地域未来投資促進法に基づく計画）

### 【計画のポイント】

○「高度なものづくり技術を持つ企業の集積」と「優れた交通アクセス」という本県の地域特性を活用し、先端・次世代産業、製造業、食料品製造業、流通加工業など幅広い業種の成長産業の集積を図り、地域の「稼ぐ力」を強化する。

【促進地域】埼玉県全域

【計画期間】平成 34 年度末まで

【経済効果の目標】新規立地 1 件あたり平均 100 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 75 件創出し、事業拡大 1 件あたり平均 50 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 25 件創出する。これらの事業が促進地域で 1.5 倍の波及効果を与え、促進地域で 10,088 百万円の付加価値額を創出することを目指す。

### ③埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画（地域未来投資促進法に基づく計画）

#### 【計画のポイント】

- 「優れた交通アクセス」「埼玉県先端産業創造プロジェクト実績」「自動車関連企業に蓄積された高度なものづくり技術」という地域特性を活用する。
- 農業大学校跡地を中心としたアクセス良好なエリアに戦略的に先端産業等を集積、区域内の中小企業に波及効果をもたらす。
- IoT、ビックデータ、AIなど先進のICTをものづくりに活用し、生産性や品質管理の向上、技術革新を図り、超スマート社会を実現する。

【促進区域】鶴ヶ島ジャンクション周辺地域（川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、超生町、川島町、吉見町、鳩山町）の13市町

【計画期間】平成34年度末まで

【経済効果の目標】新規立地1件あたり平均1億5,200万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を20件創出し、事業拡大1件あたり平均7,500万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を5件創出する。これらの事業が促進地域で1.5倍の波及効果を与え、促進地域で37億1,500万円の付加価値を創出することを目指す。

出典：埼玉県 HP

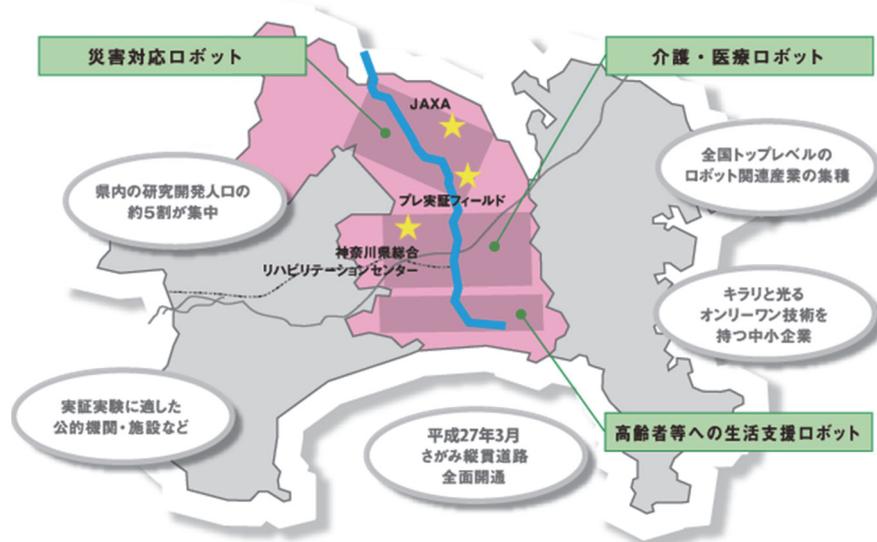
### ④さがみロボット産業特区

神奈川県では、さがみ縦貫道路の全線開通を機に県内経済の活性化を図るため、この沿線地域等を対象として、国から地域活性化総合特区「さがみロボット産業特区」の指定を受け、生活支援ロボットの実用化や普及を促進している。

【目 標】生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

【対象エリア】さがみ縦貫道路沿線 10市2町（厚木市、相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、大和市、寒川町、愛川町）

- 【取組概要】
- ・研究開発・実証実験等の促進
  - ・実証環境の充実に向けた関連産業の集積促進
  - ・普及・啓発活動



出典：内閣府 HP、神奈川県 HP

### ⑤神奈川県地域産業活性化基本計画（企業立地促進法（通称）に基づく計画）

#### 【集積区域】 19市10町

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、湯河原町及び愛川町

#### 【集積業種】

「未病、ロボット、エネルギー、観光、先端素材、先端医療、IT／エレクトロニクス、輸送用機械器具」関連産業

#### 【取組み内容】

○セレクト神奈川 100（神奈川県産業集積促進方策）」等による立地支援

「セレクト神奈川 100」や各市町の企業誘致の取組（経済的インセンティブ、産業活性化のためのインフラ・環境整備、ワンストップによる立地支援等）をより一層推進し、未病、ロボット、エネルギー、観光、先端素材、先端医療、IT／エレクトロニクス、輸送用機械器具関連企業の県内への誘致及び県内再投資の促進を図る。

○神奈川県企業誘致促進協議会による企業誘致活動

神奈川県内ですぐれた立地環境を誇る分譲・開発中の工業用地等を毎年度、地域産業プロジェクトに指定するとともに、神奈川の魅力を広くアピールするため、産業用地や立地環境等に関する広報活動を行う。

【計画期間】平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

神奈川県では地域未来投資促進法に基づく計画について、市町村と共同で平成 29 年度内の基本計画策定を目指して進めている。

## 2. 圏央道 I C 周辺地域における開発動向調査

圏央道 I C 周辺地域における工業団地の開発について、自治体等のホームページ及び照会から把握できたデータを下記のとおり整理した。

都県名	市町名	工業団地等		
埼玉県	幸手市	幸手中央地区工業団地 (46.9ha)	幸手工業団地	ひばりが丘工業団地
	白岡市	白岡西部産業団地 (15.7ha)	白岡工業団地	テクノパーク白岡
	久喜市	清久工業団地 (39.4ha)	久喜・菖蒲工業団地	菖蒲南部産業団地 (18.9ha)
		菖蒲北部工業団地 (55.7ha)		
	桶川市	桶川東部工業団地 (57.2ha)		
	北本市	東部工業団地		
	比企郡 川島町	川島インター産業団地 (約 47ha)	川島工業団地	
	坂戸市	坂戸ニューシティにつさい	富士見工業団地	
	川越市	川越工業団地	川越第二産業団地 (19.3ha)	川越狭山工業団地
		富士見工業団地		
	鶴ヶ島市	富士見工業団地 (再掲)	埼玉県農業大学跡地 (約 40ha)	
	狭山市	狭山工業団地	川越狭山工業団地(再掲)	
	飯能市	飯能大河原工業団地 (71.8ha)	特定施設誘導地域 (23.6ha)	
	入間市	新光工業地域	武蔵工業団地	狭山台工業団地
金子ミニ工業団地				
東京都	西多摩郡 日の出町	平地三吉野地区工業団地		
	あきる野市	小峰工業団地	屋城工業団地	玉見ヶ崎工業団地
	八王子市	北八王子工業地域	北野工業地域	狭間工業地域
		東浅川工業地域	八王子繊維工業団地	下恩方工業団地
		山田宮の前線周辺地域	美山工業団地	戸吹工業地域
		八王子ニュータウン準工業地域(七国)	八王子ニュータウン準工業地域(兵衛)	
	相模原市	相模原機械金属工業団地 (10.2ha)	峡の原工業団地 (5.7ha)	清水原工業団地 (1.8ha)
		大山工業団地 (39.5ha)	赤坂工業団地 (1.6ha)	麻溝台工業団地 (52.3ha)
テクノバイル田名工業団地 (29.8ha)		金原工業団地 (11.5ha)	大野台企業団地 (6.3ha)	
神奈川県	厚木市	神奈川県内陸部工業団地 (63.8ha)		
	海老名市	海老名工業団地 (4.6ha)		
	高座郡 寒川町	寒川工業団地 (22.1ha)	寒川町田端工業団地 (0.9ha)	

### 3. 圏央道 I C 周辺地域における主な企業誘致施策調査

圏央道 I C 周辺地域における工業系企業に対する主な企業誘致施策について、各自治体のホームページ及び照会から把握できた企業誘致施策を下記のとおり整理した。なお、ホームページに掲載されていない施策等、把握できていない場合がある。また、詳細な条件等は記載を省略したものもある。

#### (1) 埼玉県

##### ●チャンスメーカー埼玉戦略

平成 17 年 1 月から「企業誘致大作戦」として本格的な企業誘致の取組みを開始し、第 2 ステージの「チャンスメーカー埼玉戦略」（平成 19 年 4 月～平成 22 年 3 月）、第 3 ステージの「チャンスメーカー埼玉戦略 II」（平成 22 年 4 月～平成 25 年 3 月）、第 4 ステージの「チャンスメーカー埼玉戦略 III」（平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月）と展開してきた。現在、「チャンスメーカー埼玉戦略 IV ～ T 1000 ～」（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）を展開しており、目標を累計企業立地件数 1,000 件、期間立地件数が 150 件、期間企業訪問件数を 5,000 件と設定している。

##### 【取組みの方向性】

No.	項目	内容
1	立地ニーズに対応した産業用地の創出・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県企業局による計画的な産業団地の整備</li> <li>・産業用地開発に向けた市町村支援</li> <li>・民間事業者との連携強化</li> </ul>
2	本県の立地優位性を活かした誘致活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徹底した PR と企業訪問の実施</li> <li>・トップセールスの実施</li> <li>・市町村との連携強化</li> </ul>
3	ターゲットを絞った企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の「稼ぐ力」を強化する先端産業企業や成長分野企業</li> <li>・本県の得意分野である食料品製造業や流通加工業</li> <li>・県内産業の高度化に資する研究所、マザー工場</li> <li>・安定した雇用を創出する本社機能</li> </ul>
4	フォローアップの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操業上の課題への対応</li> <li>・再投資ニーズへの対応</li> <li>・食料品関連企業と県内産地との連携</li> <li>・立地企業と県内企業のビジネス拡大</li> </ul>

##### ●企業立地優遇制度

##### ①埼玉県産業立地促進補助金（補助金制度）

新たに土地・建物を取得して、工場等の操業を開始した企業に対し、県に納税した不動産取得税相当額を補助する。

項目	内容
対象業種	製造業、自然科学研究所、流通加工施設等、本社(本社は、土地取得を伴わない建物の建築を含む。)
規模	敷地面積 1,000 平方メートル以上かつ建築面積 500 平方メートル以上
新規雇用	新たに雇用する従業員(埼玉県内に住所を有する者)が 5 人以上であること。ただし、中小企業基本法に規定する中小企業で土地売買契約(借地契約)届出書提出時の総従業員数が 100 人以下の場合は 1 人以上であること。
補助率	納期限内に納付した不動産取得税相当額(限度額 1 億円)

## ②埼玉県産業立地資金（融資制度）

県内に本社機能や工場、物流施設を新設する企業等に対し、金融機関が県の定める利率で融資する。

項目	内容
限度額	対象経費の70%以内で20億円以内
融資期間	融資実行額が10億円以内の場合12年以内(2年以内措置)融資実行額が10億円超の場合15年以内(2年以内措置)
利率	年1.1%以内~1.4%以内(平成29年4月1日時点)
信用保証	必要により付する(年0.45%~1.59%以内)
担保・保証人	金融機関及び信用保証協会との協議により定める

## ③（一社）埼玉県トラック協会の緑化支援制度（補助金制度）

環境対策事業の一つとして、県内に工場を立地する企業の緑化を支援する。

項目	内容
対象工場	工場立地法の特定工場、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の届出者のうち工場等
対象経費	緑地設置に係る費用
補助額	補助率3分の1(120万円を限度)

## ④地域再生法に基づく支援制度

地域再生計画に定められた地域に本社機能を移転又は拡充する事業者が、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、県の認定を受けた場合、次の優遇措置を活用できる。

### 【主な優遇措置】

- ・対象施設の新設又は増設に関する課税の特例
- ・対象施設において新たに雇用した従業員に係る税額控除

①~④の出典:埼玉県企業立地ガイド(平成29年度版)

## (2) 埼玉県・市町

### 1) 幸手市

関連条例等：幸手市幸手中央地区産業団地企業誘致条例

#### ①企業立地支援策

##### 【適用要件】

- 下記のすべての要件に該当する幸手中央地区産業団地に立地する企業
- ・ 幸手中央地区産業団地に新設する事業所(以下「事業所」)の敷地面積が5,000平方メートル以上
  - ・ 事業所の延床面積が1,500平方メートル以上
  - ・ 事業所において常時雇用する従業員数が15人以上
  - ・ 市税の滞納がないこと
  - ・ 市長と公害防止協定を締結していること

【助成等の内容】

No	名称	内容
1	施設設置奨励金	新設する事業所のために取得した土地、建物及び償却資産に対して課された固定資産税及び都市計画税に相当する額を3年度分に限り交付
2	雇用促進奨励金	事業開始の日から雇用する従業員(市内に住所を有する者。障害者を除く。)が、事業開始の日から1年経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合に、1人あたり50万円を交付(1回限り:上限1,500万円)
3	障害者雇用促進奨励金	事業開始の日から雇用する従業員(市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)が、事業開始の日から1年経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合に、1人あたり60万円を交付(1回限り:上限300万円)
4	水道加入分担金相当額奨励金	新設した事業所のために納付した分担金に相当する額の2分の1を交付(1回限り:上限300万円)

出典:幸手市 HP

2) 白岡市

①企業立地支援策

関連条例等: 白岡市白岡西部産業団地企業誘致推進条例

【適用要件】

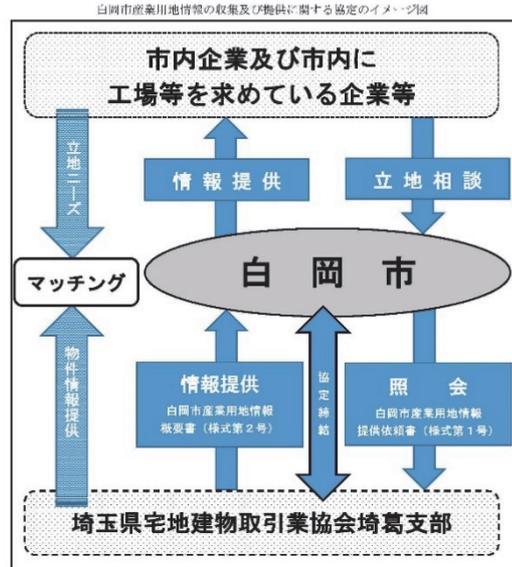
- 白岡西部産業団地内に設置する事業所の敷地面積が3,000平方メートル以上
- 白岡西部産業団地内に設置する事業所の延床面積が1,000平方メートル以上
- 白岡西部産業団地内に設置する事業所の従業員数が20人以上
- 公害を発生させるおそれがないこと

【助成等の内容】

No	名称	内容
1	固定資産税相当額奨励金	事業所の用に供する土地、家屋及び償却資産に対して賦課される固定資産税に相当する額を3年度分交付。(指定企業が納税義務者となるものに限る。)
2	給水加入金奨励金	事業所の用に供するために納付した給水加入金に相当する額の2分の1を交付
3	雇用促進奨励金	事業開始日前から市内に居住する者を新規雇用し、かつ、1年以上継続雇用した場合は、1人あたり10万円を交付(1回に限り交付、上限300万円)
4	省エネルギー設備設置奨励金	規則で定める省エネルギー設備の設置に要した費用の10分の1に相当する額を交付(1回に限り交付、上限500万円)

### 【白岡市産業用地情報の提供】

平成29年12月15日に白岡市は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引協会埼玉葛支部と『産業用地情報の収集及び提供に関する協定』を締結し、公益社団法人埼玉県宅地建物取引協会埼玉葛支部との連携のもと、市内にある空き工場や倉庫、工場跡地、空き店舗等の民間取引物件の情報を提供している。



### 3) 久喜市

#### ①企業立地支援策

関連条例等：久喜市企業誘致条例

#### 【助成等の内容】

No.	内容	限度額
1	固定資産税等相当額の1/4を3年間(6年間分割)助成(対象:菖蒲北部地区、菖蒲南部産業団地)	-
2	固定資産税+都市計画税相当額を3年間助成(対象:清久工業団地周辺地区)	-
3	新規雇用者1人当たり100千円を助成(1回)(対象:清久工業団地周辺地区)	3,000
4	新規雇用者(障がい者)1人当たり300千円を助成(1回)(対象:清久工業団地周辺地区)	-
5	水道加入金相当額の1/2を助成(1回)(対象:清久工業団地周辺地区)	-
6	雨水浸透施設設置費用の1/2を助成(1回)(対象:清久工業団地周辺地区)	3,000

出典:埼玉県企業立地ガイド(平成29年度版)

### 4) 坂戸市

#### ①企業立地支援策

関連条例等：坂戸市工業誘致条例

#### 【適用要件】

特定地域内(注1)に工場等(注2)を新設(注3)または移設(注4)した企業で下記の条件を満たすもの。

1. 工場等の敷地面積 2,000 平方メートル以上
2. 工場等の延床面積 1,000 平方メートル以上
3. 常時雇用する従業員数 20 人以上
4. 公害(注5)の発生のおそれのない工場等

(注1) 特定地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規程する工業地域、工業専用地域および準工業地域をいう。

(注2) 工場等とは、営業活動のため、物品の製造・加工および修理等を行うための工場、物品の運送を行うために使用する倉庫又は研究の目的に使用する施設をいう。

- (注 3) 新設とは、市内に工場等を有しない者が新たに、又は市内に工場等を有する者が別に特定地域内の所有権又は借地権を有する土地に建設又は買取りにより工場等を設置することをいう。
- (注 4) 移設とは、市内に工場等を有する者が、特定地域内の所有権又は借地権を有する土地に建設又は買取りにより当該工場等の全部または一部を特定地域へ移転することをいう。
- (注 5) 公害とは、環境基本法第 2 条第 3 項に規程する公害をいう。

【助成等の内容】

No	名称	内容
1	企業誘致奨励金	操業等開始日の属する年度の翌年度から 4 年間、納付した固定資産税額の 2 分の 1 を交付する。
2	雇用促進奨励金	操業等開始時に市内に住所を有する者を、新たに常用の従業員として雇用した場合で、1 年以上継続したときに交付する。 1. 交付額 被雇用者 1 人当たり年間 10 万円 2. 限度額 1 事業所年間 300 万円 3. 交付期間 3 年間

5) 川越市

①企業立地支援策

【適用要件】

- (1) 対象となる立地区域：川越市全域
- (2) 対象となる立地形態  
ア 市内に事業所を有しない企業等が、市内に新たに事業所を設置  
イ 市内に事業所を有する企業等が、市内の別の場所（当該事業所の隣接地を含む）に新たに事業所を設置
- (3) 対象企業等の業種：日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める E-製造業 G-情報通信業
- (4) 面積要件：立地する事業所の敷地面積が 1,000 平方メートル以上で、かつ、その事業所の延床面積が 500 平方メートル以上
- (5) 従業員数：立地する事業所において常時雇用する従業員数が 10 人以上

【助成等の内容】

No.	名称	内容
1	企業誘致奨励金	立地した事業所の土地・家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額を合計した額に次に掲げる割合を乗じて得た額を操業開始後最初の固定資産税課税年度の翌年度から起算して 3 年間交付する。 ア 第 1 年度 10 分の 10 以内 イ 第 2 年度 10 分の 8 以内 ウ 第 3 年度 10 分の 6 以内 (注記)土地の部分の企業立地奨励金は、土地の取得または賃貸借契約の始期から 2 年以内に操業開始した事業所に係る土地に限る。
2	雇用促進奨励金	企業立地奨励金の対象事業者が、立地した事業所の操業開始時に川越市内に住所を有する者を新たに常時雇用する従業員として雇用した場合で、その者を 1 年以上雇用継続したときには、その新規雇用従業員 1 人当たり 30 万円(限度額 300 万円)を 1 回交付する。

## 6) 鶴ヶ島市

### ①企業立地支援策

関連条例等：鶴ヶ島市企業立地による雇用等の促進に関する条例

#### 【適用要件】

製造業を営む企業（製造業以外で、本社又はこれに準ずる機能を持つ事業所を市内に立地する場合も含む）が、以下の要件をすべて満たす規模で、事業所の新設や増設等を行う場合、奨励措置を受けることができる。

- (1) 敷地面積が 3,000 平方メートル以上であること。
- (2) 延床面積が 1,000 平方メートル以上であること。
- (3) 常時雇用従業員（雇用保険加入者）の数が 20 名以上であること。

#### 【助成等の内容】

No.	名称	内容
1	市内在住者雇用奨励金	市内で新設等を行う企業が、操業開始日の前 6 ヶ月から操業開始日の後 3 年までの間に、市内に住所を有する者を従業員として継続して 1 年以上雇用した場合、一人につき 30 万円を交付する。
2	従業員転入促進奨励金	市外に住所を有する従業員の方が、企業の市内への新設等に伴って、操業開始日の前 6 ヶ月から操業開始日の後 3 年までの間に市内に転入し、転入した日から 1 年間継続して市内に住所を有している場合、一人につき 30 万円を交付する。
3	従業員持家取得促進奨励金	操業開始日の前 6 ヶ月時点において市内に自らが居住する住宅を所有していない従業員（雇用保険加入者）の方が、操業開始日の前 6 ヶ月から操業開始日の後 3 年を経過するまでの間に市内に住宅を取得し、取得日から 5 年が経過する日まで引き続き当該住宅に居住する意思を持つ場合に 50 万円を交付する。

## 7) 狭山市

### ①企業立地支援策

#### 【適用要件】

対象業種：製造業、運輸業、情報通信業、自然科学研究所

対象となる立地区域：狭山市全域

対象となる立地形態：対象となる業種の適用要件に適合する事業所を次に掲げる行為により設置すること

<新設>

- ・市内に事業所を有しない者が、市内に新たに事業所を設置
- ・市内に事業所を有する者が、市内の別の場所に新たに事業所を設置
- ・市内に事業所を有する者が、市内の別の場所にそのすべてを移転
- ・市内に事業所を有する者が、その敷地内において事業所を建替え

<増設>

- ・市内に事業所を有する者が、その敷地内において事業所を拡張
- ・市内に事業所を有する者が、その敷地に隣接する土地に事業所及び敷地を拡張

※2018 年 4 月 1 日から変更予定

【助成等の内容】

No.	名称	内容
1	企業立地奨励金	<p>交付の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の敷地面積が 2,000 平方メートル以上、または延床面積が 1,000 平方メートル以上</li> <li>(中小企業が増設する場合は、敷地面積が 1,000 平方メートル以上、または延床面積が 500 平方メートル以上)</li> <li>※土地・建物等は取得・賃貸ともに可。ただし、土地については、取得または賃貸借契約の日から 3 年以内に操業を開始した場合に限ります</li> <li>・常時雇用従業員数が 10 人以上であること(中小企業が増設する場合は、人数制限なし)</li> </ul> <p>・立地した事業所の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額の 2 分の 1 の額を交付</p> <p>・交付期間 5 年間</p> <p>※企業立地奨励金の交付期間は、操業開始後最初の固定資産税課税年度の翌年度から起算して 5 年間となります。奨励金等交付申請以降の手続きについては、毎年行っていただくことになります</p>
2	雇用促進助成金	<p>要件:市内に住所を有する者を新規に採用し、奨励金の交付申請時において、1 年以上継続雇用している方が従業員に在る場合</p> <p>内容:交付要件に該当する従業員 1 人あたり 20 万円を交付</p> <p>限度額:400 万円(20 名分)</p>
3	正規従業員雇用促進助成金	<p>要件:雇用促進助成金の要件を満たす方の中に、正規従業員が含まれている場合</p> <p>内容:交付要件に該当する従業員 1 人あたり 30 万円を交付</p> <p>限度額:600 万円(20 名分)</p>
4	障害者雇用促進助成金	<p>要件:雇用促進助成金の要件を満たす方の中に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている従業員がいる場合</p> <p>内容:交付要件に該当する従業員 1 人あたり 10 万円を交付</p> <p>限度額:200 万円(20 名分)</p>
5	女性雇用促進助成金	<p>要件:雇用促進助成金の要件を満たす方の中に、女性従業員が含まれている場合</p> <p>内容:交付要件に該当する従業員 1 人あたり 10 万円を交付</p> <p>限度額:200 万円(20 名分)</p>
6	社会進出応援助成金	<p>要件:雇用促進助成金の要件を満たす方の中に、女性もしくは障害者が含まれている場合</p> <p>ただし、対象者は、女性雇用促進助成金もしくは障害者雇用促進助成金の交付を受けていない者であること。</p> <p>内容:交付要件に該当する従業員 1 人あたり 10 万円を交付</p> <p>限度額:それぞれ 100 万円(各 10 名分)</p>
7	環境保全施設設置助成金	<p>要件:立地事業所にリサイクル、省エネルギーや自然エネルギー利用など環境への負担軽減に資する設備(環境保全施設)を設置した場合</p> <p>内容:環境保全施設設置費用の 2 分の 1 を交付</p> <p>限度額:300 万円</p>
8	水道利用加入助成金	<p>要件:立地に伴い、水道利用加入金を納入した場合</p> <p>内容:水道利用加入金の 2 分の 1 を交付</p> <p>限度額:300 万円</p>
9	埋蔵文化財発掘調査助成金	<p>要件:立地に伴って埋蔵文化財の発掘調査を行った場合</p> <p>内容:発掘調査に要した費用の 2 分の 1 を交付</p> <p>限度額:300 万円</p>

## 8) 飯能市

### ①企業立地支援策（飯能市企業立地奨励金等）

#### 【対象】

製造業・情報通信業・運輸業、特定施設誘導地域内または飯能大河原工業団地内の工業地域もしくは準工業地域内に立地された施設で市長が認めるもの

#### 【適用要件】

○企業立地奨励金
奨励金対象業種であり、1.と2.のどちらかの要件を満たし、かつ、3.4.の要件を満たすもの。
1.事業所等敷地面積 2,000 平方メートル以上
2.事業所等延床面積 1,000 平方メートル以上
3.従業員数 10 人以上の事業所等
4.その他:公害を発生するおそれのない事業所等
○雇用促進奨励金
企業立地奨励金の交付の対象となる事業所等を自ら設置する者または賃貸借で借り受けている者

#### 【助成等の内容】

No	名称	内容
1	企業立地奨励金	固定資産税に相当する額を 3 年間で限度として交付（閉鎖中の施設を取得または賃貸借で借り受けて事業所等を設置したときは、固定資産税額に 10 分の 5 を乗じて得た額）
2	雇用促進奨励金	1 人当たり 10 万円(限度額 500 万円) (条件)事業開始の時点で、市内に在住する者 10 人以上を新規に従業員として雇用し、当該雇用が引き続き 1 年以上継続されたときは、3 年間で限度として奨励金を交付する。なお、限度額は同一年度内の額とする。

○立地企業による従業員募集を市 HP に掲載

○飯能市サテライトオフィス等促進事業補助金

（対象者）市内に事業所を開設していない事業者で、山間地域に本社または本社機能の一部を持ったオフィスを設置する事業者

（補助対象）オフィス設置・改修費、賃借料、通信回線・機器使用料、市内新規雇用人件費等へ補助（最大 350 万円）

## 9) 入間市

### ①企業立地支援策

関連条例等：入間市商工業振興条例

#### 【助成等の内容】

No.	名称	内容
1	特定地域の工場設置事業	(1) 工場の新設事業 従業員 20 人以上。ただし、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は 10 人以上。生産施設面積は 50%以上で、製茶業を除く。 ・助成率・・・(生産施設建設費－5,000 万円)×5/100＝助成金 ・助成金限度額・・・1 億円 ・助成年度・・・申請の翌年度から 3 年間分割交付する ・申請期間・・・工場の建築確認通知後 2 年以内
		(2) 工場の移設および増設事業 生産施設面積 50%以上で、製茶業を除く。 ・助成率・・・(生産施設建設費－3,000 万円)×3/100＝助成金 ・助成金限度額・・・5,000 万円 ・助成年度・・・申請の翌年度から 3 年間分割交付する ・申請期間・・・工場の建築確認通知後 2 年以内
2	工場用地取得事業	工場新設の用地取得の場合 (1) 工場新設の用地取得の場合 従業員 20 人以上、ただし自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は 10 人以上、生産施設面積 50%以上で、製茶業を除き、2 年以内に工場を建設したもの。 ・助成率・・・(用地取得費－5,000 万円)×5/100＝助成金 ・助成金限度額・・・2,000 万円 ・助成年度・・・申請の翌年度から 3 年間分割交付する ・申請期間・・・用地取得後 2 年以内  (2) 工場の移設・増設の用地取得の場合(製茶業を除き、2 年以内に工場を建築したもの) ・助成率・・・(用地取得費－5,000 万円)×5/100＝助成金 ・助成金限度額・・・2,000 万円 ・助成年度・・・申請の翌年度から 3 年間分割交付する ・申請期間・・・用地取得後 2 年以内

#### ○入間市空き工場用地等の情報提供事業

登録の要件：・所在地が市内の都市計画法に規定する工業地域又は工業専用地域であること

・空き用地：概ね 1,000 平方メートル（約 300 坪）以上のもの

・空き工場・倉庫：概ね 300 平方メートル（約 90 坪）以上のもの

登録期間：2 年間、登録後、賃貸・売買の引合いがあった場合、事前に連絡して紹介、紹介後は直接交渉

## (2) 東京都

平成 29 年 12 月に「東京都企業立地相談センター」を開設し、区市町村・不動産事業者と連携して、事業用地、空きオフィス、空き工場、空き店舗情報の紹介を行うワンストップ相談サービスを行っている。

### 1) 八王子市

#### ①企業立地支援策

関連条例：企業立地支援条例

#### 【奨励金】

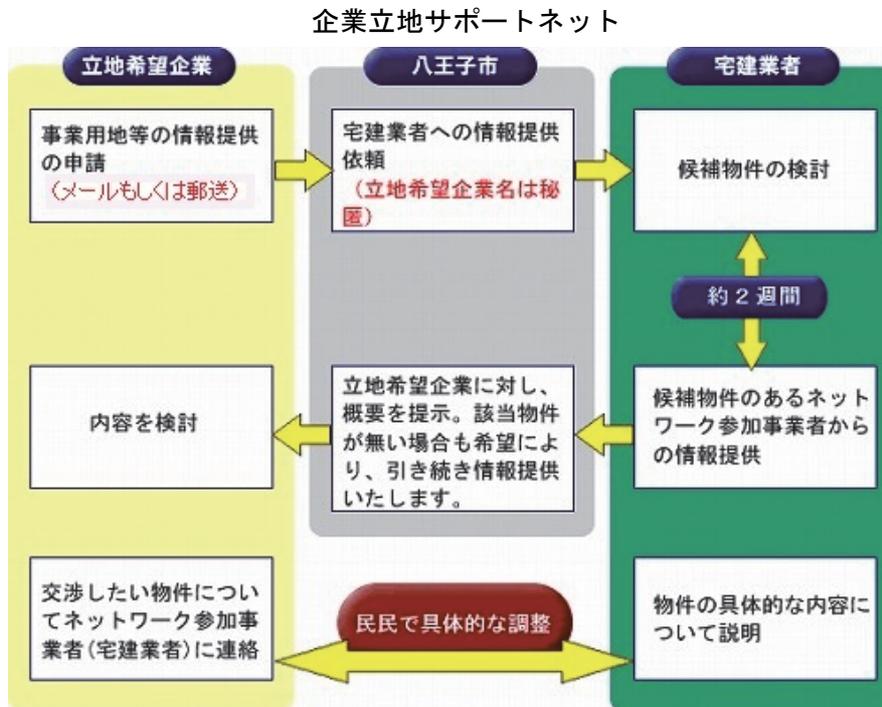
No.	名称	内容
1	企業立地・雇用促進奨励金(市外企業対象)	製造業、物流系産業、商業、事務所の施設を新たに設置(建築、購入、賃借)または拡張した市外事業者に、固定資産税、都市計画税、事業所税相当額を奨励金として3年間交付する。さらに、市内居住者を6割以上雇用した場合には、市内居住者1人あたり、10万円を加算できる「市内雇用促進加算金」がある。
2	市内企業立地継続奨励金(市内企業対象)	(1) 製造業、物流系産業、商業、事務所の施設を新たに設置(建築、購入、賃借)又は拡張した市内事業者に、固定資産税、都市計画税、事業所税相当額を奨励金として3年間交付する。 (2) 市内に本店を有し、継続10年以上操業する常用雇用者数40人規模の市内小規模事業者等(全業種/業種別の常用雇用者数:製造業・その他⇒40人以下、商業・サービス業⇒10人以下)の方が事業施設を新たに設置(建築、購入、賃借)または拡張した場合に、固定資産税、都市計画税、事業所税相当額を奨励金として3年間交付する。 ※(1)(2)とも、新規に雇用した常用雇用者の6割以上が市内居住者の場合には、市内居住者1人あたり、10万円を加算できる「市内雇用促進加算金」もある。
3	貸し施設設置奨励金	新たに施設を設置(建築、購入、賃借)し、製造業、物流系産業、商業、事務所の事業者に賃貸した場合、貸し施設設置者の方に、固定資産税、都市計画税相当額を奨励金として3年間交付する。
4	産業系用地確保奨励金	製造業または物流系産業の事業者、貸し施設設置者に、1,000平方メートル以上の土地を譲渡した方に、固定資産税、都市計画税相当額を奨励金として1年度分のみ交付する。
5	開発・生産設備設置奨励金	新たに開発・生産設備を設置(購入またはリース)した市内製造業の事業者の方(中小企業者の方のみ)に、固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する。

#### 【加算金】

No.	名称	内容
1	市内雇用促進加算金	新規に雇用した常用雇用者の6割以上が市内居住者の場合には、初年度のみ、一人あたり10万円を加算金として交付する。
2	市内建設業者活用加算金	工場等を新設・拡張する際に市内の建設業者を活用した場合には、工事請負契約額の1%を加算金として交付する。

### ○企業立地サポートネット

市内の宅地建物業者約 70 社とタイアップし、事業用地や事業用建物のマッチング支援を行う。本市から立地希望企業に情報提供した後は、立地希望企業と宅建業者との間で、具体的な物件の調整を行う。



### (3) 神奈川県

#### ①企業立地支援策：「セレクト神奈川 100」

##### 【適用要件】

項目	内容
対象施設	工場、研究所、ホテル、本社機能その他事業所の機能を有する施設
投資額	大企業:20 億円以上 中小企業等:5,000 万円以上
常用雇用数	大企業:50 人以上 中小企業:10 人以上
対象産業	未病関連産業、ロボット関連産業、エネルギー関連産業、観光関連産業、先進・先端産業(先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT/エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業)
対象業種	「製造業」「電気業(発電所に限る)」「情報通信業」「卸売業(ファブレス企業に限る)」「小売業(デューティーフリーショップに限る)」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業(ホテルに限る)」「娯楽業(テーマパークに限る)」

【助成等の内容】

No	名称	内容
1	企業誘致促進補助金	対象:県外からの立地 補助内容:土地・建物・設備への投資額に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助 補助金額:投資額の5%、上限5億円
2	不動産取得税の軽減	対象:県外からの立地、県内再投資 補助内容:不動産取得税の2分の1を軽減する。
3	業誘致促進融資(中小企業・中堅企業限定)	対象:県外からの立地、県内再投資 融資限度:10億円で、資金使途に係る費用の80%以内 融資利率(固定金利): 1 当初5年間は0.9%以内、6年目以降は1.2%以内となる場合 ・ 特区制度等を活用する場合等(県内再投資を含む) ・ 県外及び国外から立地する場合 2 1.5%以内となる場合 ・ その他の投資 融資期間:15年間

- A. 特区制度を活用して事業展開を図る場合  
B. 薄膜太陽電池の研究開発や製造を行う場合又は水素発電所を設置する場合  
C. ホテルについて、下記の認定に必要な要件に加え、平均客室面積が40平方メートル以上で、リムジンバスの発着所を設置する場合

【更なる支援措置】

企業誘致促進補助金の補助率及び上限額の優遇  
補助金額が投資額の10%に、上限額が10億円になる。  
企業誘致促進融資のさらなる利率優遇【中小・中堅企業のみ】  
企業誘致促進賃料補助金の補助率及び上限額の優遇（上記Bの水素発電所及びCのホテルは対象外になる。）  
補助金額が賃料月額額の2分の1に、上限額が900万円になる。

②神奈川県企業誘致促進協議会

県・県内市町及び関係団体、民間企業等が連携して企業誘致の取組を進めるため、平成6年度に設立され、1.「地域産業プロジェクト」への随時案内及び現地案内会の開催、展示会への出展や2.広報事業を実施している。協議会会員は、神奈川及び24市町、金融機関の26者。

1) 相模原市

本調査でヒアリング調査を実施、その結果を本編47頁～49頁に掲載。

## 2) 厚木市

### ①企業立地支援策「企業立地元気アップサポート事業」

関連条例等：厚木市企業等の立地促進等に関する条例

#### 【適用要件】

対象業種	投下資本額		
	大企業	中小企業	小規模企業
製造業、自然科学研究所	3億円以上	5,000万円以上	3,000万円以上
情報通信業、卸売業・小売業※	5,000万円以上		

※卸売業・小売業は、地区設定あり。 ※一般地区には追加要件あり。

#### 【助成等の内容】

No.	名称	内容																											
1	固定資産税等の課税免除と不均一課税(5年間)	特定誘致地区・戦略産業:1~5年目は課税免除 特定誘致地区・戦略産業以外の製造業:1~2年目は課税免除、3~5年目は不均一課税を1/5に軽減 一般誘致地区:1~5年目は不均一課税を1/5に軽減																											
2	企業立地奨励金	中小企業者や小規模企業者が立地した場合、投下資本額の10%に相当する額を交付する。(限度額:5,000万円)																											
3	戦略産業奨励金	戦略事業を営む企業等が特定誘致地区に立地した場合、投下資本額の3%(中小企業者等は13%)に相当する額を交付する。限度額:1億円(大企業)、5,000万円(中小企業・小規模企業)																											
4	ロボット産業奨励金	企業等がロボット産業に係る立地をした場合、大企業に対し500万円、中小企業・小規模企業に対し250万円を交付する。																											
5	本社機能奨励金	企業が立地に伴い、新たに本社機能を備えた場合、大企業に対し500万円、中小企業・小規模企業に対し250万円を交付する。																											
6	産業用地創出奨励金	製造業を営んでいた企業等がその土地を、条例適用の企業等に売却または事業用定期借地権を設定した場合、前所有者に対して、奨励金を交付する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>奨励金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業用地創出奨励金</td> <td>3,000㎡以上の産業用地を売却した場合</td> <td rowspan="2">前年度の土地に係る固定資産税ならびに都市計画税相当額</td> </tr> <tr> <td>産業用地保全奨励金</td> <td>3,000㎡以上の産業用地を賃貸した場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分		奨励金の額	産業用地創出奨励金	3,000㎡以上の産業用地を売却した場合	前年度の土地に係る固定資産税ならびに都市計画税相当額	産業用地保全奨励金	3,000㎡以上の産業用地を賃貸した場合																			
区分		奨励金の額																											
産業用地創出奨励金	3,000㎡以上の産業用地を売却した場合	前年度の土地に係る固定資産税ならびに都市計画税相当額																											
産業用地保全奨励金	3,000㎡以上の産業用地を賃貸した場合																												
7	雇用奨励金	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象業種</th> <th colspan="2">新規雇用人数</th> <th rowspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>大企業</th> <th>中小企業 小規模企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、自然科学研究所</td> <td>15人以上</td> <td rowspan="2">1人以上</td> <td rowspan="2">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>情報通信事業、卸売業・小売業</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">奨励金の額</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正規社員</td> <td></td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>障がい者又は高齢者</td> <td></td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>正規以外の常時雇用者</td> <td></td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>障がい者又は高齢者</td> <td></td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象業種	新規雇用人数		限度額	大企業	中小企業 小規模企業	製造業、自然科学研究所	15人以上	1人以上	1,000万円	情報通信事業、卸売業・小売業	5人以上	奨励金の額		限度額	正規社員		40万円	障がい者又は高齢者		50万円	正規以外の常時雇用者		20万円	障がい者又は高齢者		30万円
対象業種	新規雇用人数			限度額																									
	大企業	中小企業 小規模企業																											
製造業、自然科学研究所	15人以上	1人以上	1,000万円																										
情報通信事業、卸売業・小売業	5人以上																												
奨励金の額		限度額																											
正規社員		40万円																											
障がい者又は高齢者		50万円																											
正規以外の常時雇用者		20万円																											
障がい者又は高齢者		30万円																											

※戦略産業：環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品、流通の関連産業

### 3) 海老名市

#### ①企業立地支援策

##### 【適用要件】

対象地域:工業専用地域、工業地域、準工業地域(3,000 m<sup>2</sup>以上の一団の地域)、市街化調整区域※ 他法令等により企業等の立地が認められる場合に限る。

対象業種:製造業/情報通信業/自然科学研究所⇒全ての支援メニューが利用可能

上記以外の業種⇒支援メニュー2, 5が利用可能

投下資本額: ●新たに市内に立地する場合:《大企業》投下資本額の総計...3 億円以上

《中小企業》投下資本額の総計...5 千万円以上

- 3 年以上市内で操業する企業(同規模の移転・敷地内に同規模の建替え)

《大企業》投下資本額の総計...2 億円以上

《中小企業》投下資本額の総計...3 千万円以上

- 3 年以上市内で操業する企業(市内別地区への新たな事業所の開設・既存事業の増設・規模の拡大を伴う移転若しくは建替え)

《大企業》投下資本額の総計...1 億円以上

《中小企業》投下資本額の総計...2 千万円以上

##### 【助成等の内容】

No.	名称	内容
1	企業立地奨励金	投下資本額の 10%を奨励金として交付(限度額 3,000 万円)
2	雇用奨励金	立地に伴い、市内在住者を新規雇用した場合、雇用する時期に応じて差をつけ、1 人につき 10~50 万円を奨励金として交付する。(限度額 1,000 万円) ※雇用者が障がい者である場合は、10 万円を加算。
3	環境施設奨励金	次の環境施設を設置した場合、費用の一部を奨励金として交付する。 (1)雨水活用施設(2)太陽光発電施設(3)風力発電施設、(4)屋上緑化(5)壁面緑化 (限度額(合計)800 万円)
4	固定資産税等の軽減	固定資産税・都市計画税を税率 1/2 に軽減(3 年間) (既に海老名市内で 3 年以上操業している中小企業が適用を受ける場合は全額免除)
5	法人市民税法人市民税割の軽減	本社等を立地した場合については、法人市民税の法人税割を税率 1/2 に軽減(3 年間)

### 4) 寒川町

#### ①企業立地支援策

関連条例等:寒川町企業等の立地促進に関する条例

##### 【適用要件】

対象業種:製造業、情報通信業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与すると認められる事業

対象地域:工業専用地域・工業地域・準工業地域

投下資本額:3 億円(中小企業:5,000 万円)以上(土地取得が伴わない立地の場合は 2 億円(中小企業:3,000 万円以上)以上) 等

【助成等の内容】

No.	名称	内容
1	固定資産税の不均一課税	固定資産税の税率 100 分の 0.7(1/2 軽減)、都市計画税の税率 100 分の 0.1(1/2 軽減) 【期間】土地取得を伴う場合 5年度分 土地取得を伴わない場合 5年度分 償却資産のみの場合 3年度分
2	雇用奨励金	企業等が立地に伴い上記「1」の奨励措置を受ける場合に限り、常時雇用する従業員を1人以上雇用したとき、当該企業に 20 万円に当該常時雇用する従業員の数に乗じて得た額(障がい者は 1 人につき 10 万円を加算)を交付する。
3	企業立地促進融資利子補助	対象者:「寒川町企業等の立地促進に関する条例」において、税制の優遇措置を受けている企業に、神奈川県企業誘致促進融資または神奈川県産業集積支援融資に係る利子額を補助(60ヶ月まで)

(4) 企業誘致施策ヒアリング調査

先進的な企業誘致策に関する事例調査として、平成 17 年から独自の企業誘致施策「さがみはら産業集積促進方策 (STEP50)」に取り組んでいる相模原市へのヒアリング調査及びさがみはら産業創造センター、さがみはらロボット導入支援センターの視察を実施した。

【ヒアリング内容の要点】

1) 経緯

相模原市はもともと陸軍施設が多かったことから軍需産業が盛んで、ものづくり産業の礎が形成されていた地域である。

昭和 29 年に市制を施行、昭和 30 年に「工場誘致条例」を制定し、企業誘致を推進していく中で大手製造企業の立地が進み、それに付随した関連の中小企業が市内に工場を開設することで工場が集積され、内陸工業都市としての発展を遂げた。しかしながら、バブル経済崩壊後、日本経済の低迷や新たな産業構造の変化に伴い、工場の集約や海外・地方への移転による工業の空洞化、工場跡地への戸建て住宅、マンション建設の進行による住工混在の問題が顕在化した。このような問題に歯止めをかけ、将来にわたる持続的な産業の発展を目指し、平成 17 年 10 月 1 日に「産業集積促進条例」を施行し、当条例のもとに、企業誘致施策「STEP50」を策定し積極的な企業立地の促進、工業用地の保全・活用に取り組んでいく。

そのような中、平成 29 年 4 月からは、国際的なロボットビジネス拠点の形成を促進し、更なる産業集積基盤の強化を図るため、本市経済をけん引する「リーディング産業」の中でも「ロボット」に対するインセンティブを強化するなど、多彩な支援メニューにより戦略的な企業誘致を推進している。

「STEP50」は、5 年おきに改正を実施しており、平成 27 年度に 3 回目の改正を行い、「第 3 期 STEP50」を開始した。

## 2) 「第3期 STEP50」

第3期での主な改正点は、①リーディング産業の誘致、②本社の誘致、③市内企業活用の促進である。

この改正により、戦略的企業誘致に向けた主な支援策として、①リーディング産業、本社の誘致促進、②市内産業のリニューアル促進、③税の軽減措置、④正規雇用の促進、⑤工業用地の継承促進となった。

支援対象は、適用対象地域及び対象業種、最低投資額を設定しており、工場立地等に対する奨励措置として、①土地取得奨励金・建物建設奨励金・本社移転加算金)、②不均一課税(税の軽減措置)、③市内企業活用奨励金、④雇用奨励金、工業用地の保全に対する奨励措置として、工業用地継承奨励金及び工業保全地区奨励金、特別融資制度として、中小企業等施設整備特別融資がある。

重点リーディング産業(ロボット)企業の工場立地等に対する奨励金は、限度額10億円、土地・家屋に係る投資額の15%と補助率が高く、県内では横浜に続く2番目に高額・高率な条件となっている。

ロボット産業の支援策と合わせて、ロボット産業とともに関連企業(システムインテグレーター等)も集積させる相乗効果をねらっている。

市内企業活用奨励金は、市内企業の活用促進に向けて、市内建設業者等に工場の建設発注をした場合、家屋に係る工事請負契約額の3%以内の額を奨励金として交付する。

雇用奨励金については、「第3期 STEP50」で、新規に常用雇用した場合の奨励金を、30万円から110万円に引き上げた。また、3年勤務すれば定着率が上がるというデータから、3ヶ年に分割して交付する。(例：初年度・30万円、2年目・30万円、3年目・50万円)

「工業用地継承奨励金」は、市外企業に土地を売却する場合は、奨励措置として、売却した土地に係る固定資産税・都市計画税相当額を交付している。

### 【実績等】

認定企業数：16件(平成27～28年度)

企業の総投資額は182.5億円(平成27～28年度)

工場立地に関する問い合わせ・相談件数：56件(平均面積13,925㎡)(平成28年度)

## 3) 企業立地マッチング促進事業

不動産業者、建設業者等が企業立地コーディネータとして登録してもらい、年1回、情報交換を行い、不動産情報を入手した際、情報を提供してもらっている。現在、約30事業者が登録している。

不動産業者や金融機関とは「STEP50」の利用に向けた勉強会(制度、内容等)を行い、不動産情報があればすぐに連絡をしてもらうためのネットワークづくりを図っている。

平成29年6月15日時点での当事業の利用状況は、申請件数が24件、マッチング件数は1件である。

## 4) 立地企業への支援

産学連携、企業連携支援として、首都圏南西地域連携サポート事業を実施している。



# 第3章 2市1町における未利用地調査

## 1. 調査概要

調査対象地域：青梅市：西東京工業団地及び三ツ原工業団地

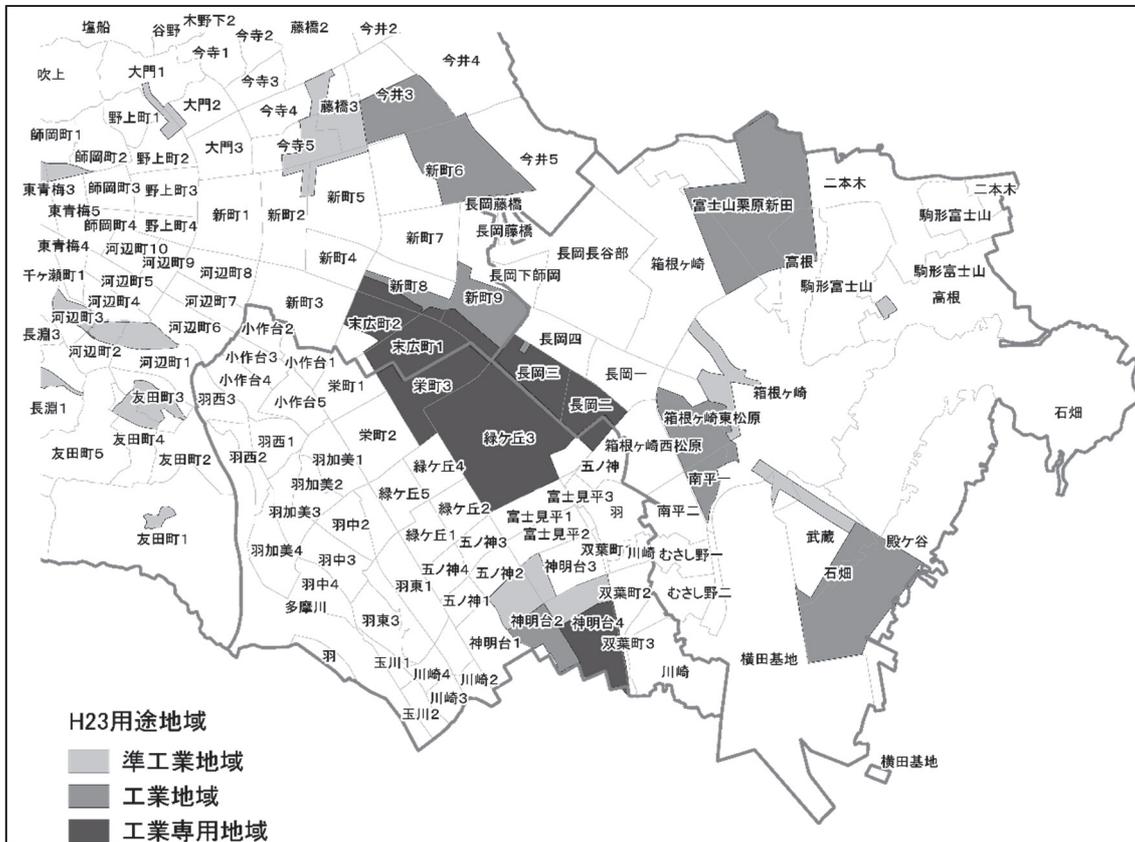
羽村市：工業専用地域、工業地域及び準工業地域

瑞穂町：工業専用地域、工業地域

調査手法：現地目視調査

実施期間：平成 29 年 8～10 月

調査対象地域



調査項目：下記の10項目を設定し調査分類した。

(更地は目視では判断が困難なため、畑を含んでいる可能性がある。)

【分類項目】

①製造業として使用中、操業中
②製造業以外の事業用として使用中、操業中
③住宅として使用中
④使用中・使用目的不明
⑤不使用
⑥不使用で賃貸募集もしくは売却先募集
⑦使用不明
⑧駐車場
⑨更地(借地・売却先募集)
⑩更地(借地・売却かは不明)

2. 調査結果

調査圏域における未利用地の可能性がある件数は下記のとおりである。用途地域別にみると、「⑤不使用」「⑥不使用で賃貸もしくは売却先を募集」「⑦使用不明」「⑩更地(借地・売却かは不明)」において工業地域での件数が多い。

調査結果

平成29年10月現在

分類項目		合計	準工業地域	工業地域	工業専用地域
建物有	⑤不使用	24	6	13	5
	⑥不使用で賃貸もしくは売却先募集	11	3	7	1
	⑦使用不明	26	11	14	1
建物無	⑨更地(借地・売却先募集)	1	1	0	0
	⑩更地(借地・売却かは不明)	84	16	67	1

## 第4章 2市1町連携事業の検討

---

### 1. 先進事例視察調査

北陸新幹線の開通により、首都圏からの交通の利便性が高まるなか、近隣の自治体が連携して、地域のポテンシャルをPRし、企業立地の促進を図るとともに、地元企業と首都圏企業との情報交流や人的ネットワークづくりに向けた事業を実施している「富山呉西圏域連携中枢都市圏」の取組みについて、下記のとおり視察した。

#### (1) 調査概要

実施日：平成29年7月20～21日

訪問者：青梅市2名、羽村市1名、瑞穂町2名、アルパック1名

訪問先：高岡市産業振興部産業企画課、高岡オフィスパーク（株式会社能作、なのはな保育園、富山県デザインセンター）、富山市

#### (2) 要点整理

##### 1) 「富山呉西圏域連携中枢都市圏」の取組み

###### ①経緯

- ・高岡オフィスパークの工業団地の造成を進めていた平成13年から、高岡市が単独で東京都と高岡市の2ヶ所を交代で企業交流交換会を開催し、平成18年まで継続して実施した。その後、小矢部市、氷見市が参画し、平成26年まで3市合同で開催した。平成27年に氷見市が脱退するが、平成28年10月に、高岡市が中核となりながら、高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市の6自治体で連携中枢都市圏「とやま呉西圏域都市圏」を組成する。

###### ②主な取組み

- ・今年度の6市での主な取組みは、「企業交流交歓会」「立地アンケート」（全国の企業の当エリアへの関心を把握）、「メッセ名古屋への出展」である。いずれも今まで高岡市で取り組んできたことを6市で取り組む形で実施している。また、連携は観光、福祉の事業にも広がりを見せている。

###### ③連携事業の効果

- ・企業誘致だけならば自治体間競争になるが、高岡市に立地する企業に他市の住民が働く場合もあり、企業立地が進めば雇用が増えて近隣自治体、ひいては富山県内の人口増加につながる。
- ・企業誘致フェア等への企業参加数が増えた。
- ・空き用地・工場がない自治体も圏域全体の企業誘致活動として企業訪問ができ、情報交換ができる。
- ・連携による取組みは観光や福祉等の他分野に広がっている。

#### ④連携事業の成功要因

- ・誘致企業にアピールするためには連携が必要であり、その意識が共有できた。(規模のメリットと意識の共有化)
- ・高岡市が中核となった推進体制(推進役の存在)
- ・高岡市が以前から取り組んでいた事業を6都市が連携し新たな組織体として実施した。(基盤となる事業の存在)。

#### ⑤連携で取り組む上での課題

- ・各自治体の特性や施策の方向性が異なることから、足並みをそろえることが難しい。
- ・企業の具体的立地案件が出ると、自治体間で競争環境になる。

#### ⑥高岡市の企業支援策

- ・新規の誘致も重要だが、既存立地企業の留置き策を最も重要な施策と位置付けており、力を入れている。立地企業への訪問を実施しており、年間実施回数500件を数える。相談件数1,000件を数え、企業への施策紹介や相談を通じて、企業のニーズを把握し施策検討に反映している。また、市にワンストップ窓口を設置し、県や市の優遇制度の紹介や、手続きのサポート、地元の自治会との関係を取り持つ等、できるだけワンストップでの支援をするようにしている。

#### 【高岡市で取り組んでいる特徴のある施策】

- ・産業振興課で対応できる道路予算を持っている。企業からのガードレールや信号の設置等の要望に迅速に対応でき、企業から評価を受けている。

## 2) 高岡オフィスパーク

### 【概要】

所在地：富山県高岡市オフィスパーク 5 番地

全体面積：約 12ha 分譲面積 約 10ha

分譲区画 22 区画（区画面積：659～10,087 m<sup>2</sup>）

事業開始：1995（平成 7）年 3 月

公募開始：1998（平成 10）年 10 月

完売時期：2015（平成 26）年 6 月

出典：高岡市企業団地の整備・分譲状況（平成 29 年 12 月現在）

### 【特徴】

#### ①3 支援機関が立地

パーク内に、「富山県総合デザインセンター」「高岡デザイン・工芸センター」「株式会社富山県産業高度化センター」があり、立地企業及び地域企業の支援を実施している。

#### ②立地企業が保育園を設立・運営

人材確保が企業にとって大きな課題となっている中、工業団地内に保育園を設置した。全国に工業団地に保育所を設置している事例はあるが、協議会を組成して運営している事例は少ない。

<設立の経緯>

高岡オフィスパーク協議会（立地企業による協議会）が、平成 27 年度事業を検討する中で、立地企業にアンケート調査を実施したところ、託児所のニーズが高かったことから、保育園の開設を検討したのが設立のきっかけである。その後、開設に向けて準備を進め、平成 29 年 4 月に開設した。

開設資金は、内閣府の補助金を利用、3/4 を国からの補助金、1/4 を高岡市、250 万円を高岡オフィスパーク協議会が負担した。

開設場所は、同パーク内の企業が所有する建物内のスペースを安価で借りている。また、園長も同企業から派遣してもらっている。

<利用状況>

平成 29 年開設時の 4～5 月は 2 人の利用だったが、徐々に増えてきている。

今後は、開発が進んでいる新規工業団地も近いので、立地企業にも利用してもらおう。



保育園が入居している建物



保育園入り口

### ③立地企業「株式会社能作」

創業 100 年を超える鋳物メーカーで、新社屋を当パークに立地した。工場とともに、施設内には、直営の「FACTORY SHOP」、地元食材を能作の器で堪能できる「IMONO KITCHEN」、富山県内の観光情報を独自に編集した案内所「TOYAMA DOORS」、鋳造体験ができる「NOUSAKU LAB」を併設し、地域の産業観光拠点となっている。



エントランス



生産に使用している現役の鋳型を展示



見学コースから見た鋳物の炉



製作体験ができる工房

### 3) 富山市

コンパクトシティの先進地である富山市では、生活の利便性を高め、従業員にとってよいまちづくりを図り、企業誘致につなげている。また、企業にとって大きな課題となっている人材の確保・育成支援へも多様な取組みを行っている。

#### 【富山市が実施している参考施策】

##### ①人材確保関連施策

人材確保に向けた取組み東京、名古屋の大学生の U ターン人材の確保を目的に、下記の事業を実施している。

- ・富山市 UIJ ターン就職座談会「就活応援 tea パーティ」  
東京の学生向けの就職座談会を開催している。解禁前の 2 月に実施する点がポイントとなっている。
- ・就職ビックフェスタ  
人材確保に向けた企業説明会を解禁直後の実施が効果的と考えて 3 月初旬に開催している。
- ・夏の合同企業説明会  
内定が取れていない学生や若者で就職活動に出遅れた学生等を対象に夏期に企業説明会を開催する。(平成 29 年度新規事業)
- ・企業情報の HP  
富山市の企業情報発信するホームページを開設し、310 社が登録している。更新は企業の責任により実施する。
- ・富山市事業所内保育施設推進事業補助金  
介護離職、仕事と育児の両立ができない人のために、保育施設を新たに設置・運営する事業者へ、設置費及び運営費の一部を助成している。
- ・男性の育児休業取得促進奨励金  
大企業と比較して中小企業は男性が育児休業を取得しにくい環境にあることから、企業及び本人（男性）に奨励金を交付している。
- ・女性活躍環境づくり推進助成金  
女性専用の更衣室の設置や共用トイレから女性専用に変更する工事等の費用の一部を補助する。建設業や製造業等のこれまで女性が少ない業種で、女性の活躍を促進するための取組みである。
- ・job 活とやま  
富山市無料職業紹介所で、ハローワークの情報が閲覧できる。働きたい人が市役所に手続きに来た際に立ち寄れるように市役所に設置している。

※実績値等はヒアリング時に把握したもの

②企業誘致

・企業立地マッチング促進事業

新規の工業団地整備までの空き地がない時の対応として、富山県中小企業団体中央会に事業委託をして空き工場・用地のマッチングを行っている。毎年、20～30件の成約件数がある。

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山県工業及商工 お問い合わせ TEL: 076-422-0835)

## 富山市内で空き工場・用地等をお探しの方へ

<http://aki-toyama.jp/>

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進(移転・増設・県外企業誘致など)に取り組む事業の一環として運営しております。現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。

アクセス方法は次の3つ!!

検索サイト **空き工場 富山** 検索

HPアドレス URL <http://aki-toyama.jp/> QRコード

■ホームページや本事業に関するお問い合わせ  
〒930-0083 富山県金沢2-1-3 富山県工業館ビル6階  
富山県中小企業団体中央会 工業支援課  
TEL: 076-424-3686 FAX: 076-422-0835

H29.8

富山県中小企業団体中央会 行 FAX: 076-422-0835

企業立地マッチング促進事業 登録申込書

1] 貴社(事業所)の概要をご記入ください

会社名(屋号)	業 種	
代表者名		
本件の担当者名		
事業所在地		
T E L	F A X	

2] 希望される売却・賃貸の別について、該当するものを○で囲んで下さい。

- 土地 を 売却したい ・ 貸したい
- 建物 を 購入したい ・ 借りたい

3] 2]の物件概要をご記入ください。

所在地(希望地)		
土地 目	宅地・雑種地・その他( )	
地 面積(数値)	m <sup>2</sup> /	坪
建 物 種 類	工場・作業場・倉庫・その他( )	
建 面 積(延床)	m <sup>2</sup> /	坪
構 造、階 数	造 階建	
新 築 年	昭和・平成	年

・記入にあたっての注意事項・

- ※建物がある場合は敷地面積・延床面積ともに記入下さい。
- ※複数の物件の登録を希望される場合は、本用紙をコピーして送付下さい。
- ※当ホームページに掲載している「空き工場等情報登録上の注意」に同意したうえでご記入願います。
- ※回答いただいた内容は、公開・開示・非開示の希望を伺い、職員による聞き取りを行うまで公開致しません。
- ※本調査により取得した情報は本事業の目的以外には使用致しません。

富山県中小企業団体中央会  
TEL: 076-424-3686 FAX: 076-422-0835

## 2. 企業誘致施策に関する研究会

### (1) 実施概要

講師：徳増秀博氏(帝京大学経済学部教授、元日本立地センター専務理事)

実施日時：平成 28 年 9 月 22 日 15:00～17:00

場所：瑞穂町商工会会議室

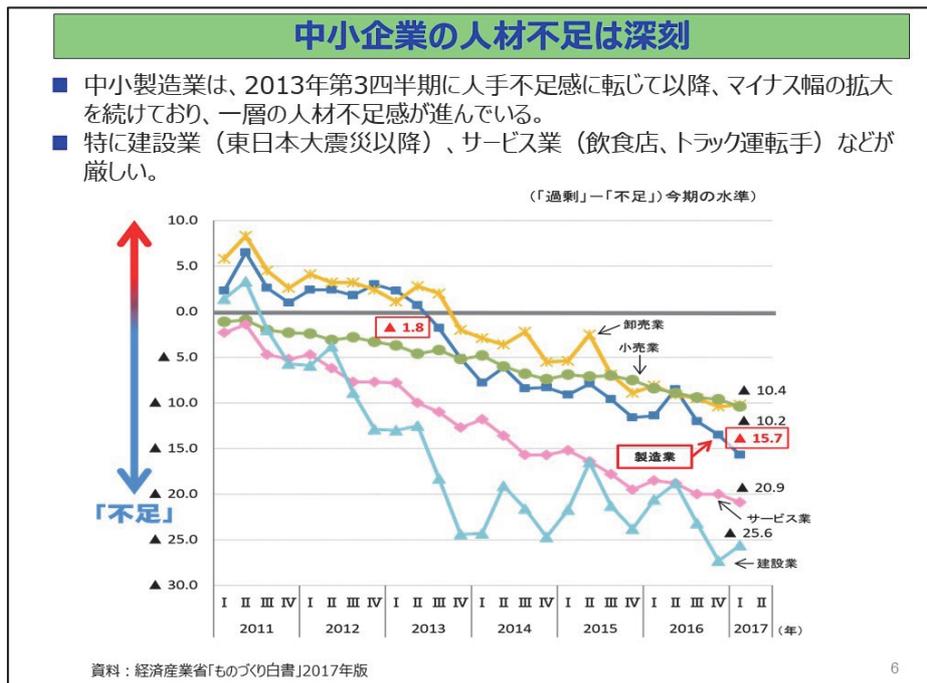
出席者：12 名

講演内容：1. 我が国の産業立地の動向  
2. 新たな産業立地政策  
3. 当該エリアの産業集積の方向  
4. 当該エリアにおける産業振興の進め方  
5. 多摩地域の産学連携  
6. 自治体における産業振興の事例

### (2) 講演内容の要点

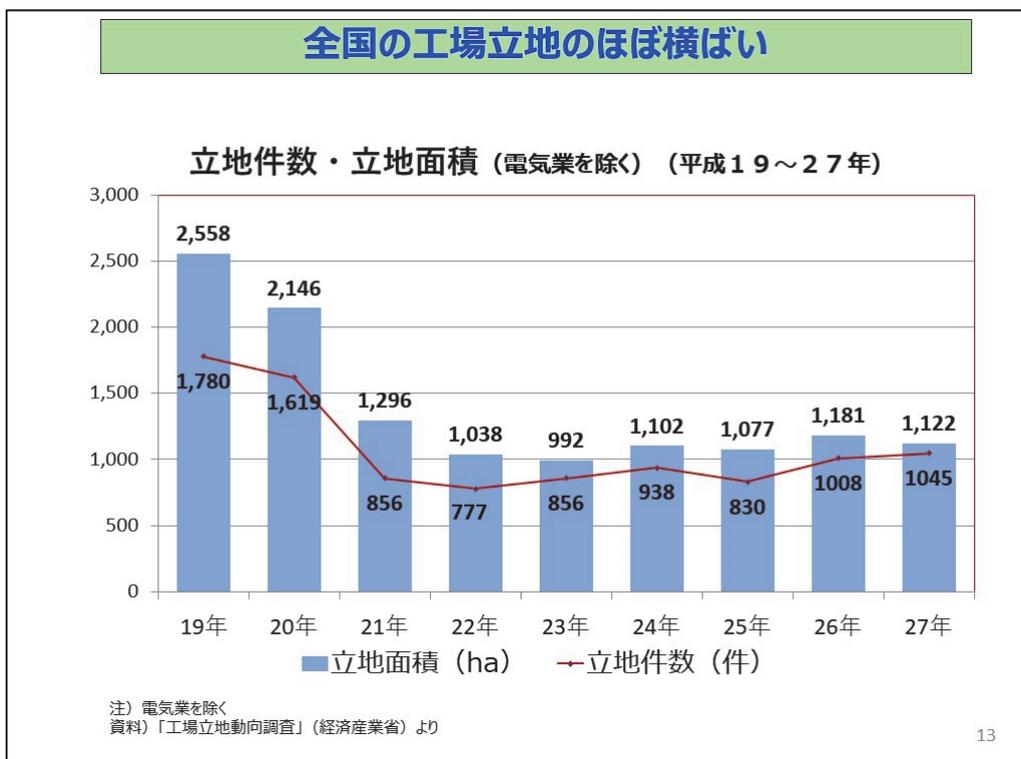
#### 1) 我が国の製造業・産業立地の動向

- ・円高等で、製造業の足元業績は足踏み状態にあるが、グローバル市場の不透明感が強くなっているものの、今後の見通しについては、明るい見通しを持つ企業が比較的多い。設備投資見通しは、「今年度並み」もしくは先行きの不透明感から「不明」が多い。
- ・製造業が抱える「今の課題」は現場力の維持・向上の観点から、技能人材等の確保が最も大きい。定年延長等の取組を中心に推進するが、今後はロボットや IT 等の積極活用による重点を移していくことが予測される。
- ・中小製造業は、2013 年第 3 四半期に人手不足感に転じて以降、マイナス幅の拡大を続けており、一層の人材不足感が進んでいる。特に建設業（東日本大震災以降）、サービス業（飲食店、トラック運転手）などが厳しい。



## 2) 我が国の製造業における産業立地の動向

- ・製造業の国内回帰は限定的で、海外生産と両足で為替リスクに対応する動きがみられる。
- ・平成 21 年以降、全国における工場立地件数及び面積はほぼ横ばい傾向が続いている。



出典: 徳増秀博氏講演配布資料

## 3) 将来に向けた動向

- ・各国の環境規制で EV 量産に向けた対応、生産額は年々増加している医薬・医療機器製造、ポスト自動車産業として期待される次世代産業の航空機産業、観光産業等、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。国では、地域未来投資促進法を制定し、これらの地域経済を牽引する事業に対する支援を開始した。
- ・地域経済の牽引役は、①地域におけるリーダーシップ、②高い設備投資意欲と成長力を有し、③域内外を結ぶバリューチェーンの要となる中核企業である。

## 4) 当該エリアの産業集積の方向

- ・大規模な物流施設の立地が東京沿岸の林間部や東京外環、北関東道等と同様に、圏央道沿線においても進展しており、物流施設の立地ポテンシャルを有している。圏央道周辺地域での産業基盤整備が進んでいる。
- ・広域関東圏は、次世代自動車の開発・生産地域として自動車クラスターの形成が進んでいる。

## 5) 当該エリアにおける産業振興の方向

青梅市 I C 周辺の産業の方向として、以下のとおり、「企業誘致型集積を図る業種」と「中小企業の高度化、開発支援」「域内企業の留置作戦の展開」が提案された。

### ●青梅 IC 周辺の産業の方向

- ・企業誘致型集積を図る業種（物流、食品産業、航空機産業、次世代自動車部品）
- ・中小企業の高度化、開発支援（域内中小企業の高度化、ベンチャー企業、第 2 創業支援）
- ・域内企業の留置作戦の展開（常に企業と接触し要望を聞き対応）

### ●多摩地域の産学連携の取組みとの連携（TAMA 協会の連携（マッチング）事業、首都圏西部地域イノベーション戦略等）

## 青梅市 I C 周辺の産業の方向

### ■ 企業誘致型集積を図る業種

- 1. 物流業** — 青梅 I C を中心に集積を図る。  
通販、デパート、スーパーの配送センター等  
（プロロジ、日立物流など）
- 2. 食品産業** — 都市型産業として適地である。  
ホテル・外食産業のキッチン工場（ケンコーマヨネーズ、うどん店）  
介護・病院食などの工場の可能性も高い。
- 3. 航空機産業** — I H I を中心とした航空機部品製造の集積。ジャムコや立飛関連メーカーとの連携で、ボーイング社、MR J への参入できる企業の育成。（東成エレクトロビームなど）
- 4. 次世代自動車部品** — E V 自動車部品、リチウムイオン電池部材

### ■ 中小企業の高度化、開発支援

- 1. 域内中小企業の高度化への取り組み**  
ソフト産業（自動運転技術、IOT等）、精密機械、ニッチトップ企業等を育成支援。  
（未来投資促進法の活用）
- 2. ベンチャー企業、第2創業支援**  
第2創業は、比較的企業育成がしやすい。成功率が高く、事業継承対策の方法として取り入れる。

37

## 青梅市 I C 周辺の産業の方向

### ■ 域内企業の留置作戦の展開

近年、工場の撤退が増加してきている。そのためには常に企業と接触し要望を聞き対応。岩手県北上市の東芝工場は、撤退せずに増強をすることになった。(日頃の付き合い)

#### ・域内投資の優遇措置の設定

#### 多摩地域の大規模工場の撤退

年	工場名	面積	従業員数	移転理由
2007	株式会社 I H I 田無工場	9.4ha	約1,000人	国内移転 (福島県相馬市)
2011	株式会社東芝 日野工場	9.8ha	約1,100人	携帯電話事業の譲渡に伴い閉鎖
2013	株式会社日立国際電気 羽村工場	5.1ha	267人	国内移転・集約 (小金井工場)
2013	沖電気 八王子工場	12ha	-	宮崎工場に移管
2014	雪印メグミルク株式会社 日野工場	2.7ha	158人	国内集約 (神奈川県海老名市)
2015	日本無線株式会社 三鷹製作所	6.4ha	2,204人	国内 (長野県)・海外移転
2020	日野自動車株式会社 日野工場	30 ha	約2,300人	国内移転 (茨城県古河市)

- ・ 東芝青梅工場閉鎖—倉庫、物流施設を建設しレンタル
- ・ 富士電機— 工場の一部を民間不動産に譲渡し、マンションを建設。

#### ・工場跡地の活用

38

## 工場用地の跡地問題

### ■ 産業用地として工場跡地を活用

#### 1. 企業の遊休地の実態把握 (学校跡地の活用も含める)



沖電気の跡地に立地する商業施設、マンション (416戸)  
6.2haに4階建ての商業施設が建設



#### 2. 地域内の跡地マップと立地条件のパンフレットを作成

跡地活用を希望する企業は、比較的多い。そのための情報を的確に提供する仕組みを確立。

#### 3. 工場跡地活用に自治体も参画

都市近郊の工場跡地は、マンション業者、大手スーパーの買い取り競争が起きる。マンションは、高額で土地を買い取ることから、多くがマンションに変わる。行政としては、ごみ問題、学校問題、道路問題等多額なお金が必要となる。自治体が最初から跡地処分の相談に乗ることが必要。「工場用に活用する企業には固定資産税分の補助を支援」など検討し、用地の創出を図る。

39

出典: 徳増秀博氏講演配布資料

## 6) 産業振興の進め方

地域創生・企業誘致戦略を策定する上での3つのポイントは、①目標・地域のビジョンを決める、②地域経済全体を分析する、③資源配分（優先順位）を決めることである。

また、産業振興の留意点として、産業復興の戦う場所（産業、産学連携、農業、観光）を決めること、狙う分野は小さく絞り、地域の強みを伸ばすことが重要である。

## 7) 自治体における産業振興の事例

他地域の自治体で実施されている産業振興の事例として、三重県県内投資の促進に向けた主な取組（設備投資に当たって、現在の規制をクリアするために最も経済的な手法を検討）、相模原市の産業集積促進の取り組み（工業用地継承奨励金・工業保全地区奨励金、企業立地マッチング促進事業）、三遠南信の地域基本計画（輸送用機器次世代技術産業、光エネルギー産業を中心に、農耕商工連携、医工連携等の新事業展開、新産業創出、「光・電子イノベーション創出拠点」（産学官連携拠点）及び「三遠南信地域連携ビジョン」の具現化）が紹介された。

### 3. 2市1町における企業立地に係る施策整理

#### (1) 2市1町における企業立地に係る施策

2市1町における企業立地に係る施策は下表のとおりである。

立地奨励金制度は2市1町ともに設置されている。その他、2市1町ともにある施策は、融資制度及び展示会出展支援であり、展示会出展支援は2市1町で連携しやすい事業と考えられる。

産業用地情報の提供やマッチングは、2市1町とも用地情報等の問い合わせへの対応は実施しており、瑞穂町は不動産事業者と連携したマッチング制度を設置している。

企業立地に係る施策

施策		青梅市	羽村市	瑞穂町
立地支援策	立地奨励金	○	○	○
	企業立地マッチング支援			○
	立地に伴う雇用支援		○	
	企業誘致協力支援		○	
	立地継続支援（操業環境改善）		○	
融資制度		○	○	○
新製品・新技術開発		○	○	
人材育成		○	○	
資格取得支援		○		
新規雇用者育成支援		○		
企業間連携支援		○		
展示会出展支援		○	○	○
ホームページ作成支援			○	
創業支援		○		
特許・ISO取得支援		○		
経営相談・専門家派遣			○	

#### (2) 2市1町が連携して企業誘致に取り組むに当たってのメリットと課題

複数の自治体による連携事業を実施している事例や、2市1町の現況を踏まえて、2市1町が連携して企業誘致に取り組むに当たってのメリットと課題点として下記の点が想定される。

##### 【メリット】

メリットとしては、連携することによりスケールメリットが生み出される点等が挙げられる。

##### 1) 情報発信力の向上

企業誘致に向けた情報発信の際、2市1町の産業集積や魅力を発信できること、また域内企業のPR活動においても、多様な企業の紹介ができることにより、情報発信力が高まる。

特に、2市1町において企業を誘致できる産業用地や建物が少ない中、連携することにより紹介できる産業用地や建物の件数が増え、企業誘致活動が取り組みやすくなる。また、誘致できる用地や建物が無い時も、企業誘致や情報発信活動ができ、企業のニーズや動向等の情報が収集しやすくなる。

## 2) 産業集積の維持・発展

連携することにより、産業集積の圏域が広がり、同一の経済圏として一体となった産業振興が図っていくことができる。また、域内の取引や雇用等における産業振興の効果を広域的に捉えることができる。

## 3) 域内企業支援事業の充実

これまで2市1町が個々に実施してきた立地企業向けの交流会や講習会等を連携して実施することにより、参加企業数の増加が見込まれる。企業にとっては、参加企業が増加することにより、ビジネスチャンスが増え、企業間のネットワークも広域化することが期待できる。参加するメリットが高まることから、さらに参加企業が増加するといった好循環の創出が期待できる。

## 4) 施策・事業の実施効果の向上

連携することにより、参加企業数の増加やマッチング数の増加が図られ、単独で施策・事業を実施するよりも効果が高まることが期待できる。

## 5) 業務の効率化

2市1町における類似の事業を連携して実施することにより、業務が分担できる等、相互に業務の効率化が図れることが期待できる。

### 【連携の課題点】

連携事業の課題点としては、誘致案件情報の分担方法や推進体制の構築、合意形成・意思決定に時間や労力がかかる等が挙げられる。

#### 1) 誘致案件情報の分担

企業誘致を連携して取り組む中で、具体的な立地案件が発生すると、誘致できる自治体だけに成果が生じて公平性が担保できない。

#### 2) 合意形成と意思決定

2市1町がそれぞれの政策方針に即した事業を連携して取り組めるように、合意形成や調整していくために時間と労力がかかる。

#### 3) 運営体制の構築

連携して取り組むための運営体制を検討し構築する必要がある。

#### 4. 新たな事業所進出の可能性や優位性

本調査では、圏央道 IC 周辺地域において、製造業及び物流業の立地が進んでおり、特に物流施設の立地が進んでいることがうかがえた。企業の立地ニーズに対応して、圏央道 IC 周辺地域において工業団地の開発整備も進められているが、各市町への照会を通じて、全体的に工業団地等の空地は少なく、用地が不足している傾向がみられた。今後も立地ニーズは継続して存在すると予測されるが、一方で予定されている工業用地の開発案件が複数ある中、用地が充足していく可能性もあり、立地条件等から自治体間で企業立地に差異が生じ、競争も強まる可能性も考えられる。

このように、工業用地の需要が存在している中、2市1町の未利用地調査結果では、当該地域ではまとまった未利用地がほとんどない状態であり、当該地域での一定規模の用地を必要とする企業の誘致は困難となっている。

一定規模の用地取得は困難な環境であるが、2市1町の土地取引状況をみると、工業系利用として500㎡以下の土地・建物の取引件数も複数あったこと、平成28年度調査結果から、立地企業の敷地面積規模が「500㎡未満」が5割を超えていることから、中小規模の事業所スペースを必要とする中小企業の立地ポテンシャルはあると考えられる。

特に、昨年度調査結果では、圏央道の利用しやすさだけでなく、技術力の高い製造業の集積地が当該地域の立地魅力となっていたこと、当該地域は、圏央道 IC 周辺地域の中では、土地価格面での優位性は低いことや最低賃金が他県よりも高いものの職住近接地域であり人材確保面での優位性がある等の条件を考慮すると、高付加価値型の中小の製造業を当該地域に点在する未利用地や工場跡地へ誘導していくことで新たな事業所の立地を促進していく方策が考えられる。

#### 5. 研究会のとりまとめ

##### (1) 今年度の調査結果を踏まえて

##### 1) 圏央道 IC 周辺地域の動向調査

経済のグローバル化や E コマース市場の拡大が進む中、圏央道の整備が進んでいる沿道地域では、道路の利便性を背景に、物流施設を中心に立地が進展している。特に、一定規模を有した工業団地が開発された市町での立地が進んでいる。

施策面では、埼玉県は企業誘致施策「チャンスメーカー埼玉」の推進とともに、圏央道沿道地域で、市街化調整区域の編入を踏まえた開発による産業用地の創出が進められている。また、神奈川県では、「未病、ロボット、エネルギー、観光、先端素材、先端医療、IT/エレクトロニクス、輸送用機械器具」等の成長産業分野の集積を目指した方向性を打ち出し、企業誘致策の「セレクト神奈川 100」の推進やインターチェンジ周辺の幹線道路沿道及びその他幹線道路沿道での市街化調整区域の編入を踏まえた土地利用の推進、土地利用について県独自の規制緩和を行っている。

各市町の施策では、企業立地奨励金や固定資産税等の軽減、雇用奨励金等の他に、産業系用地の保全、企業立地マッチング等が見られた。そのような中、2市1町では、企業から産業用地の引き合いもあるが、誘致できる用地が不足しているとともに、企業誘致策においても圏央道 IC 周辺地域の中で優位性は高くない。

##### 2) 未利用地調査

2市1町における工業系地域の未利用地を調査した結果、全体的に未利用地が少ないことが明

らかとなった。用地需要がある中、新たに企業を誘致するまとまった産業用地が不足している。現況においては、まとまった産業用地を必要とする企業誘致を進めていくことは困難であり、青梅 IC 周辺地域の市街化調整区域について、適正な土地活用が望まれるところである。

### 3) 2市1町における連携事業の検討

平成 28 年度調査では、アンケート回答企業の 23.6%が敷地内に余裕がないと回答しており、さらに 2.1%は市町外への移転を志向している結果が明らかになった。また、自治体への産業用地の問い合わせもあり、産業用地ニーズが存在しているが、当該地域では新たな工業系用地の開発が困難な状況にある。そこで、2市1町の未利用地や工場跡地の情報を共有し、連携のもと新規企業の誘致や立地企業の用地ニーズに対応していくことを検討する。また、当該地域の製造業を中心とした産業集積の維持・発展に向けて、立地企業が継続立地するための留置き策の推進と、高付加価値型の企業集積の形成に向けた立地企業の高度化を図っていくことを検討する。具体的な連携事業としては下記のような取り組みが考えられる。

#### 産業集積の維持・発展に向けた連携事業イメージ

項目	内容
1. 企業誘致の促進、未利用地の活用等	①産業集積及び立地企業の情報発信・PR 活動 ②未利用地の活用・誘致の促進(空き工場・倉庫情報の提供、マッチング、不動産事業者、ディベロッパーとの連携に向けた検討会開催)
2. 中小企業の高度化支援 (域内中小企業の高度化、ベンチャー企業、第 2 創業支援)	①立地企業の情報発信・PR 活動(再掲)、展示会への共同出展 ②立地企業による研究会、情報交流会・マッチング会・プレゼン会の開催 (例示)集積産業分野別(物流、食品産業、航空機産業、次世代自動車部品等)研究会の開催 ③事業の高度化支援、技術・製品開発、情報技術活用等への支援 ④人材確保支援 (例示)当面の人材確保支援、中長期的には生産性向上に向けた ICT 活用支援、関係機関・教育機関との研究会の開催 ⑤事業承継支援 (例示)事業承継塾の開催

### (2) 平成 30 年度以降に取り組む連携事業の検討

平成 28 年度及び平成 29 年度の調査及び事業を踏まえて、2市1町で取り組む企業留置き策の検討を行い、平成 30 年度以降の取組みとして、下記の取組みを行うことを検討する。

#### 1) 未利用地情報の共有

平成 29 年度に実施し未利用地調査の結果をもとに、2市1町の未利用地等の情報を共有し活用するための仕組みづくりとして、未利用地等の情報の更新方法や情報管理方法など、円滑な運営のあり方を検討する。

## 2) 情報発信ツールの作成

2市1町における立地環境や産業集積、立地企業の魅力をPRするための情報発信ツールを作成し、当該地域の情報発信活動に活用する。

## 3) 企業交流会の開催

当該地域に立地する企業間の技術交流や情報交換を図るための交流会を開催し、産業集積を基盤としたネットワークづくりを支援する。実施に当たっては、2市1町が個別に開催していた企業交流会を連携開催することにより、参加者の増加やビジネス取引案件の創出等の実施効果の向上、事務局の業務の効率化等を図る。

## 4) 展示会出展

多数の企業が参加する展示会へ出展し、企業誘致及び製造業の産業集積地としてのPR活動を行う。

### (3) 持続的連携に向けて

さらに今後、持続的に2市1町で連携し事業展開を図っていくためには、下記の点の検討が必要である。

#### 1) ビジョンの作成

当該地域の製造業を中心とした産業集積と経済圏を維持・発展していくために、目指す姿や方向性を明らかにしたビジョンを作成し、共有するとともにビジョンを実現するための戦術・方策の検討、またビジョンに基づいた情報発信活動の推進を図っていくことが必要である。

#### 2) 段階的展開

共有するビジョンの実現に向けて、連携による取組を段階的に取組んでいくことが必要である。

#### 3) 推進体制の構築

連携事業を継続的に推進していくための推進体制や事業の運営方法を構築していくことが必要となる。連携事業を実施するに当たって、大きく2市1町が実施している事業を連携して取り組む場合と、新規事業として取り組む場合に分けられるが、それぞれの実施方法を検討していく必要がある。また、地域の中核企業等の参画を図り、企業が主体となった取組みを促進していくことも重要である。企業の大きな課題となっている人材の育成や確保を図っていくために、大学やハローワーク等の関係機関との連携も図っていくことが必要である。



## 「平成 29 年度圏央道青梅インターチェンジ活用調査」報告書

発行年月：平成 30 年 2 月

編集・発行：圏央道青梅インターチェンジ活用による産業効果研究会

瑞穂町 都市整備部 産業課 商工係

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

TEL：042-557-7633

青梅市 まちづくり経済部 商工観光課 商工労政係

〒198-8701 東京都青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1

TEL：0428-22-1111（内線 2341）

羽村市 産業環境部産業振興課 商工観光係

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1

TEL：042-555-1111（内線 658）